

KAN00010 パナマ「防犯の手引き」

在パナマ在留邦人心得

平成5年1月

第1章 緊急事態対処要領

1. 予想される緊急事態

現下の情勢下にあつては直ちに緊急事態を予想させるものではありませんが、いざというときのために緊急事態を仮定し、普段からその準備を怠らないことが大切です。

差し当たり予想される緊急事態としては、貧困層の現政権に対する不満による暴動・騒乱、クーデター、革命等が考えられます。

2. 平素からの準備

(1) 基本的心構え

治安も良く、情報等も容易に入手できる日本と違い、治安状態も悪く、情報もなかなか入手できない当地での生活を念頭に置いて、常日頃から家族とともに新聞・テレビ等のニュースを見るように心掛け、現在パナマで何が起きているか知る必要があります。

(2) 旅券等の保管

旅券は常時携帯する必要はありませんが、外国にいる場合は命の次に大事なものであり、各世帯主が家族の旅券を一か所に集め（旅券の保管場所は家族も承知しておくこと）、何時でも持ち出せるようにし、単身者はむしろ自宅より所属会社、駐在事務所に置くほうが安全ですが、緊急時に持ち出しができるように万全を期しておくことが必要です。

なお、大使館との相互連絡のため、在留届（及び帰国時の帰国届け、これは大使館への電話通報でも可）の提出も履行して下さい。

(3) 食料及び金銭の用意

少なくとも1週間くらい生活できる程度の食料及び金銭を常時用意しておく必要があります。

(4) その他の携行品の用意

移動を必要とする場合に備え、最小限度必要なものを普段から用意しておくことが重要

です。

(イ) 衣類等

(a) 行動に便利で、寒暑に十分耐えることができ、かつ人目を引くような特に華美なものではないもの。

(b) 下着類を含めた着替え。

(ロ) 食料品等

米・調味料・缶詰その他保存食品、塩、飲料水等。

(ハ) その他の携行品

救急薬品、トランジスタ・ラジオ（短波放送が受信できるもの）、懐中電灯、ライターまたはマッチ、ナイフ、水筒、洗面具、タオル、ちり紙等。

(5) 自動車について

避難時の移動や邦人間の連絡などに際し、自動車が不可欠となります。日頃より次のことを心掛けて下さい。

(イ) 自動車は常時整備しておくこと。

(ロ) 燃料は常に十分に入れておくこと。

(ハ) 自動車を所有していない人は、普段から所有している人と連絡をとり、必要な場合に同乗できるようにしておくこと。

3. 緊急時の心構えおよび取るべき措置

(1) 緊急時の心構え

緊急事態が発生し、または発生する恐れがある場合には大使館は、パナマ日本人会・日本人学校と緊密な連絡を保ちつつ、所要の情勢判断及び対策の策定を行い、これらを日本人会緊急連絡網等により在留邦人各位に随時通報するよう最大限努力しますので、平静を保ち、群集心理に巻き込まれることのないよう十分注意して下さい。

(2) 大使館への通報等

(イ) 現場の状況のうち、得異なる事象等で邦人社会に知らせる必要があると思われる時は、随時大使館、日本人会または日本人学校に通報して下さい。

(ロ) 自己または他の在留邦人の生命、身体、財産に危害が及びまたは及ぶ恐れがある時は、管轄警察署に通報し救護を求める等の措置を取るとともに、迅速にその状況を大使館に通報して下さい。

(3) 発生の伝達

緊急事態が発生した場合は、直ちに大使館から発生した事実と各種警告を発し、その伝達は「日本人会緊急連絡網」によることとし、伝達が速やかに行き渡るよう通話は必要最小限にして下さい。

また、大使館では現在短波による長距離無線機を整備中で、電話による連絡が不可能となった場合この短波無線による伝達（放送）となる可能性もあります。

(4) 情勢の把握

在留邦人各位におかれても邦人相互間の緊密な連絡、ラジオ・テレビの聴取、大使館や、日本人会または日本人学校等への問い合わせにより正確な情勢の把握に努めて下さい。

(5) 避難等

(イ) 緊急事態が発生した場合、情勢によっては自宅に留まったほうが安全なこともあります。また、信頼のおけるパナマ人宅に避難することが安全な場合もあります（このためにも普段から周囲の人々との間に家族ぐるみの親密な関係を作っておくことが重要です）

(ロ) 事態が逼迫して大使館より引き揚げまたは避難のため集結を指示された場合は、旅券及び上記1. (3) (4) に掲げた食料、衣類等を携行して、速やかに指定された次の場所に集結して下さい。

(a) 大使館事務所 TEL 63-6155

Calle 50 y Calle 60 E, Apartado 1411

(b) 大使公邸 TEL 69-2867

Calle Masayoshi Ohira No 46, Punta Paitilla

(c) 米軍基地または大使館が指示する場所

(ハ) 国外脱出の方法

空港から商業機、またはチャーター機、海港から海路、陸路等の中から最も適切な方法を採用することとします。

(6) 事前引揚げ

各自または派遣元の会社等の判断により、逐次本邦または近隣諸国に引揚げまたは一時避難する場合には、その旨を大使館へ通報して下さい。

(7) その他

情勢把握のために、海外放送やNHK国際放送を聴取することも一つの考えです。

(イ) The Voice of America

“La Voz de los Estados Unidos de America”

(a) 時間（パナマ時間）

月～金 06:00～09:00

13:00～13:30

19:00～22:00

22:00～23:00

土～日 06:00～08:55

18:00~21:55

(b) 周波数

15285 kHz	9840 kHz
15265 "	9670
15195 "	9465
11895 "	6190

(ロ) Radio Japan (日本語放送)

(a) 時間 (パナマ時間)

毎日 21:00~22:00

(b) 周波数

15325 KHz 17825 kHz

第2章 日常時の防犯・テロ対策

1. 基本的心構え

(1) 在留邦人の安全確保はパナマ国政府が第一義的責任を負っていますが、警察機能が十分活動していない事による一般的犯罪(強盗、窃盗等)が多発しており、常日頃から在留邦人各人が安全対策に留意されることが肝要です。

(2) また、在留邦人は、大使館との連絡及び在留邦人相互間の緊密な連絡網を確立するとともに、パナマ人との良好な関係維持に努めて下さい。

2. 一般的注意事項

(1) 通勤・旅行等の外出時における安全対策

(イ) パナマ市内においてはダウン・タウン、空港よりパナマ市内に入る道路、地方ではコロン市全域(フリーゾーンは比較的安全)では犯罪が多発しているので必要以外は立ち入らないこと。

(ロ) 犯罪者は多くの場合、犯行前にその目標とする者の行動を下調べするので、外出及び帰宅時に自宅周辺の状況を良く注意すること。また通勤や買い物の際は、その経路や時間を変更すること。

(ハ) 不必要な夜間外出はできるだけ避けること。止むを得ず外出する場合は、外出先とおおよその帰宅時刻を家族ないし留守番の人に告げておくこと。

(ニ) 車で走行する際の留意事項

(a) 尾行車両の有無に注意し、尾行されていたら最寄りの警察署または警察官等のいる場所に避難すること。

(b) 走行の際、できる限り広い幹線道路を利用し、同路上ではなるべく中央車線を走り、渋滞道路、事故発生現場、デモ及び選挙運動中の集合場所等は回避すること。

(c) ドアは必ずロックし、窓は僅かしか開けないこと。

(d) ヒッチハイカーなどを同乗させないこと。

(e) 駐車時には短時間でもドアをロックし、また、車内に貴重品等を置かないこと。

(f) 遠出をする場合には、できる限り2台以上で行動すること。

(2) 自宅事務所等における対策

(イ) 当地の在留邦人はほとんどがアパートに住んでいることもあり、一軒家よりも犯罪に遭遇する危険は少ないと考えられますが、最近の事例では24時間ガードマン(警備員)のいないアパート及び1、2階のアパートでは空巣等の犯罪が多発しており、アパートを選ぶ際はこれらの点も十分注意する必要があります。

(ロ) 見知らぬ者は絶対に家に入れないこと。

(ハ) 使用人等の身元を良く調査し、身元不明の者は雇用しないこと。また使用人に旅行計画、仕事の詳細等を話さないこと。

(ニ) 犯罪者は予めセールスマン、道路工夫、公共労働者等を装い目標とする者について調査を行うことが多いので、不審な場合は警察に通報し、警戒の度合いを強めて下さい。

(ホ) 自分や家族の行動・所在を未知の者に知らせないこと。

- (へ) 発送人不明の郵便物、小包等の処理に注意すること。
- (ト) 強盗等に遭遇し、金品を要求されたときは、黙ってそれに従って下さい。
抵抗したり相手の神経を刺激する行為は行わず（ポケット等に手を入れると、武器を取り出そうとしていると誤解されるので避けること）、冷静に行動して下さい。
- (チ) 着任したばかり或いは引越したばかりの不慣れの時期に狙われることが多いので、所属会社または駐在員事務所の責任者等は、その組織単位で安全対策を指導して下さい。
- (リ) 別途配布している「海外赴任者のための安全対策チェックリスト」を必読して下さい。

(3) 誘拐対策

- 誘拐されないための予防策および万一の際の対応は次のとおり。
- (イ) 誘拐者は出勤・帰宅時を狙うことが多いので、出勤・帰宅時には自宅外部の様子に細心の注意を払って下さい。また車両の乗降りの際の安全を確保するため、乗降場所を特定しないように配慮して下さい。
- (ロ) 日本人は目立つ存在となっているので、行動等には十分注意して下さい。
- (ハ) 誘拐事件が発生した場合は、まず大使館に通報し事後の対応策を協議するようにして下さい。また家族に対し、その通報要領等を熟知させておいて下さい。
- (ニ) 誘拐された時の心得
- (a) 犯人の指示にはできる限り従い、挑発したり刺激しないよう細心の注意を払って下さい。
- (b) 常に冷静沈着に心掛け、注意深く計算し、逃走成功のチャンスが余程ない限りは逃走を図ることのないようにして下さい（一般的にはまずチャンスはないと思わなければならぬ）。
- (c) 犯人の容貌、性格、動作や言葉の特徴に注意し、記憶に留めるよう努力して下さい。
- (ホ) 別途配布している「海外における誘拐対策Q&A」を必読して下さい。

(4) 脅迫事件対策

- 脅迫事件は金銭の支払い、その他個別の具体的要求を行い、これを拒否すれば殺人、爆破、誘拐等を行うと脅迫する「取引型」と特別の具体的要求もなく、単にテロ行為を行うことを予告する「予告型」とに大別できますが、万一の際の対応は次の通り。
- (イ) 電話で脅迫を受けた場合は相手の声の特徴、脅迫の内容等を可能な限り書き留めておくこと。手紙であればその封筒、便せん等をできるだけ汚さず、指紋をつけないようにきれいに保存することに注意して下さい。
- (ロ) まったく時間の余裕がなく、ただちに危害が及ぶ恐れのあるような内容で、要求のない脅迫、例えば「10分後におまえの会社を爆破する」などの場合は、とりあえず非難して現地警察に通報し、爆発物の有無を大至急調査してもらいます。
- (ハ) 何等かの具体的要求があり、通常犯人側もそのような要求の実施までにある程度時間を要すると判断するような脅迫（「何月何日までに金を用意しろ」等）については、大使館に脅迫の内容を至急極秘に通報し対応策を相談して下さい。
- (ニ) 別途配布している「海外における脅迫事件対策Q&A」を必読してください。

第3章 緊急連絡体制

1. 大使館と在留邦人の連絡網

- (1) 大使館は、日本人会・日本人学校との間に緊密な連絡体制を維持することに努めています。
- (2) 治安等の悪化或いは緊急事態発生のおそれがある場合及び特別の事件がなくても毎月1回、安全対策連絡協議会（大使館・日本人会・日本人学校）で安全対策の協議を行い、在留邦人の安全確保の方策を検討しています。

2. 在留邦人相互連絡網

在留邦人各位は、各個人及び大使館、日本人会、日本人学校を通じ、在留邦人相互間の

連絡維持に努めて下さい。

3. 主な緊急連絡リスト

大使館 TEL 63-6155
Calle 50 y Calle 60 E, Apartado 1411
大使公邸 TEL 69-2867
Calle Masayoshi Ohira No 46. Punta Paitilla
日本人学校 TEL 23-7782
NO. 31/32 Ulbanizacion Marbella de Panama

KAN00010 パラグアイ【安全の基礎】
パラグアイ共和国
Republic of Paraguay

出入国時の留意事項

●査証

査証はパラグアイの在外公館で発給される。なお、1990年11月から日本人旅行者は観光目的に限り査証を免除されている。延長する際は移民局に出頭し手続きをする。その際入国時のツーリスト・カード（入国カード）の提示を求められるので保存しておく必要がある。観光目的以外の場合は査証の取得が必要である。査証の種類は次のとおり。

観光（90日間、延長可能）、一時居住（1年間、延長可能）、通過（30日間）、公用（公務期間）、外交（公務期間）、永住。滞在期間の延長は、内務省移民局で手続きをすれば認められる。永住査証については入国後、1カ月以内に内務省移住局に出頭を要する。

●出入国審査

有効な査証と必要事項記入済みの入国カードを入国管理官に提示すれば、簡単に入国を認められる。

ただし、重病者、精神異常者、パラグアイ共和国刑法上2年以上の刑にあたる前科がある者等については、入国を認めていない。出国については、出国カードを提出するだけで、審査上問題はない。

●外貨申告

外貨の持ち込み、持ち出しは自由で、申告の必要はない。

●通関

通関は入国時、携行荷物につき検査がある。覚醒剤および一部の動植物については輸入が禁止されており、国産品と競合する製品については数量制限が課されている。通常の旅行携行品ならば問題はない。報道関係者の携行する機材については、事前に大使館から税関長あて機材リストを提出し、簡易通関の手続きを進めておくことが望まれる。

滞在時の留意事項

●滞在届

永住査証で入国する場合は、入国1カ月以内に内務省移住局で居住登録を行い、就職の種類に応じた税金を支払って移民証明書を手入手する必要がある。その他の査証で入国する者は滞在届を必要としない。

●旅行制限

国内の旅行制限はない。

●写真撮影の制限

軍事・警察施設を除き、写真撮影は自由。報道関係者の場合は、大統領情報局発行の取材許可書の入手を要する。

各種取締法規に関する留意事項

●麻薬

1972年9月に公布された法律第375号（1988年11月27日で一部改訂）で撲滅を図っている。パラグアイではマリファナの生産が行われているほか、麻薬取引ルートの一部にもなっているため、取り締まりは厳しい。麻薬輸入者は実刑20年までの刑罰を科せられる。アスンシオン市内の観光ルートからまったく外れた郊外の一部地区には、麻薬売買等が行わ

れているパー等があると言われており、観光客はそのような疑いのある地区へ近づかないことが望まれる。

●不法就労

観光査証で入国する者の就労は禁じられているので、違反すれば罰金を科せられる。良俗秩序に反する行為も刑法で罰せられる。永住査証または一時居住査証で入国した者か、内務省移住局で所要の手続きを行った者以外の就労は、すべて不法となる。

●治安維持

治安は中南米のなかでは比較的良好であるが、夜間の一人歩きは避けたほうがよい。外出する場合は旅券を携行すること。政治に関する出版、報道についても自由。

その他特殊取締
特になし。

風俗、習慣、国民性に関する留意事項

キリスト教（カトリック）を信仰する温和な国民性であり非常に親日的。通常の常識的な交際を行っている限り、特に留意すべき点はない。

安全のためのひとくちアドバイス

治安は比較的良好な国であるが、盗難事件が増えつつあるので十分注意が必要。特に、ブラジルに接するアルトパラナ県エステ市とその周辺（イグアス移住地）およびアマンハイ県ペドロ・ファン・カバリエーロ市とその周辺では、窃盗、強盗、殺人、傷害事件等が最近多発しているため、なるべく夜間の外出は避けたほうがよい。

健康上の留意事項

パラグアイでは、黄熱病、コレラ等はほとんど見られないが、1986年にマラリアが東部ブラジル国境沿いに発生し、日系人も若干罹患した経緯がある。また Dengue 熱がアスンシオン市内でも発生しているため、十分注意する必要がある。その他チャコ地方、エステ市周辺のブラジル人移住地域で寄生虫病患者が多く、地方に出る場合は危険な地域もあるので注意が必要。対策としては、素足にならない、野菜、果物はよく洗う、食前またトイレの後は手を清潔にする点に注意すること。

飲料水は、水道局からのものを飲むように心がけ、未処理の生水は必ず沸騰後に飲むようにすること。

結核、らい病、梅毒、淋病、流行性脳膜炎の患者も少なくないので注意すべきである。またアスンシオン市内や近郊には多くの野犬がおり、これらの狂犬病にも十分注意が必要。

定期的な内服薬、予防注射は特に必要としない。パラグアイでは完全な医薬分業であり、医師の処方なしに薬を購入することは危険であるし、飲みなれない薬が多いので、できれば、日本で一般的に常備薬とされているものは、滞在期間および薬品の有効期間を考え、携行もしくは取り寄せることが望ましい。

1日のうちで気温が大きく変わるパラグアイでは、風邪をひくことが多く、特に夏季（10～3月）は治りにくいので、使用する衣類に留意し、直接雨にあたることは避ける。

夏季は猛暑の日が多いので、入浴をかかさぬようにすること。また、夜中も気温があまり下がらないため、早い時間に就寝するのは難しく翌日まで疲れが残りがちなので、昼寝（1～2時間）も必要。

パラグアイでの主な疾病・伝染病は、心臓病、呼吸器疾患、下痢症、らい病、性病、肝炎、皮膚疾患、狂犬病、破傷風等である。

緊急時の連絡先

〈救急車〉 Tel.204-800
〈火災〉 Tel.498-777, 494-799
〈交通事故〉 Tel.449-766
〈病院〉 Tel.80-983
〈赤十字〉 Tel.204-900

緊急時の言葉

「助けて」=ソコーロ
「泥棒」=ラドロ
「警察」=ポリシアー
「警察を呼んでくれ」=ジャメ・ア・ポリシアー
「救急車」=アンブランシア

在外公館アドレス

●大使館

在パラグアイ大使館

Embajada del Japon, Avenida Mariscal Lopez No.2364 Asuncion, Paraguay
(Casilla de Correo No.1957)
Tel.603-682,604-616,604-617,606-900

●領事館

在エンカルナシオン領事館

Consulado del Japon, Calle Carlos Antonio Lopez No.1290, Encarnacion,
Paraguay (Casilla de Correo No.55)
Tel.2287,2288

KAN00010 パラグアイ「防犯の手引き」

防犯の手引き

平成4年11月

在パラグアイ日本国大使館

はじめに

パラグアイは、ブラジル、アルゼンティン、ボリヴィアの三か国に囲まれた内陸国で、日本の1.1倍の面積があります。首都アスンシオン市は、パラグアイ河の入江に面して造られた街で近郊を含め約60万人が住んでおります。この国に住む人の95%は、スペイン人征服者と原住民グアラニー族との混血で占められ、現在でもスペイン語とグアラニー語の両語が話されています。

機内から眼下を見下ろすパラグアイの風土、景観は若干の違いはありますが、平坦な地形の中に恵まれた自然の豊かな緑に覆われた大地との印象をうけます。

しかし、このような恵まれた自然の中にも犯罪は容赦なく襲ってきます。特に1989年2月の政変以降、政治の民主化自由化が進められていますが、これと同時に治安上の緩みが出ており、他方最近の経済不況を反映して泥棒、空き巣、盗難さらに凶悪犯による強盗、暴行も増加し、邦人の犯罪被害も増えているところ、油断は禁物で日常より注意を怠ることなく、万全の対策を考えておく必要があります。特に、現地で生活する場合の心構えとしては、土地の人々と仲良くし、多くのアミーゴ（友人）をつくることでしょうか。隣近所の人と日常挨拶をかわし、お付き合いをしておけば、いざという時、協力者としてどれだけ役立ってくれるか分かりません。

この手引きは、旅行者、出張者あるいは在留邦人の皆様がつつがなく当国に滞在され、生活や旅行をエンジョイされることを願って作成致したものです。

皆様のお役に立てば幸いです。

1. パラグアイにおける犯罪の特徴

当国における犯罪の特徴としては、次の点があげられます。

(1) 犯罪形態としては、南米諸国等の一部に見られる政治的テログループではなく、窃盗、強盗、家宅侵入、強奪等いわゆる一般犯罪が中心となっています。

(2) 従前は、路上で恐喝、スリ、ひったくりにあう人はほとんどなく、夜間でも一人歩きが可能であるといわれる程治安が良かったのですが、最近では窃盗、空き巣、家宅侵入による被害が急激に増加しており、強盗、殺人等の凶悪犯もみられるようになりました。1983年末アスンシオン市内で、JICA派遣専門家夫妻が、最も安全であると思われていた高級住宅地内の自宅で強盗により殺害された事件をはじめ、暴行傷害をうけた邦人の被害数もふえてきています。特に隣国ブラジルとの国境に位置する市街地（エステ市、ペドロ・ファン・カバリェロ市等）ではその発生件数は顕著で、被害をうけた一部邦人は家ぐるみ転居するという事態も起きています。

(3) 警察も犯罪防止に努めていますが、犯人検挙率と盗難品が戻る確率は低いのが現状です。

2. 最近の邦人の犯罪被害事例

(1) 平成4年7月 ●家宅侵入未遂（アスンシオン近郊）

深夜、現職警官と名乗る者が、手下をつれて日系農家をおそい、同家所有の自動車を盗難者として奪おうとしたもの。

(2) 平成4年9月 ●殺人（ペドロ・ファン・カバリェロ市）

市内中心地で商業を営む者の自宅に早晩賊が表戸をこわして侵入。物音に目を覚ました

主人が応接間を調べに行ったところ、待ち構えていた賊によりピストルで射殺される。

(3) 平成4年10月 ●殺人未遂(イグアス移住地)

移住地中心地で営む日系食堂に客として入った2名のものが、閉店前になって強盗に居直り、同食堂の主人と女店員にピストルを発射し、重傷を負わせた。

(4) 平成4年10月 ●強盗(ペドロ・ファン・カバリエロ市)

夜間に、まず、日系人の使用人宅をおそい、この者を人質として日系人宅に数名で強盗に入る。同家の自動車にテレビ等の盗品を積み込み逃走。幸にして家人に怪我はなく、また、犯人も逮捕された。

(5) 平成4年11月 ●強盗(ペドロ・ファン・カバリエロ市)

市内で商業を営む者のところに、朝、開店直後にピストルをもった4人組に襲われた。現金500クルゼイロスと30万グアラニーを奪い逃走。

3. 防犯対策

対策としては、まず第一義的には個人の自衛に頼ります。また、日常から安全対策をたてておくと、かなりの被害を防ぎうるものと思われます。以下、一部重複するところがありますが、犯罪種別にその対策や心構えについて述べたいと思います。

(1) 窃盗対策

(イ) 空き巣等家宅侵入対策

(a) アスンシオン市内には、アパートとして適当物件が少ないので、どうしても、一戸建住宅に居住することになるのですが、選択にあたっては立地条件(よい住宅地域にあるか)、周囲の環境(住宅の隣接地に空地はないか、隣家との境が高い塀になっているか)、建物の構造(建物と道路との間に高い鉄柵または塀があるか、野外灯の照明、玄関や部屋の扉がしっかりしていて鍵がついているか)等があげられる。

(b) 住居の第一次防衛線である門扉は錠、鎖等で強化し、日頃確実にしめておく習慣をつけておくこと。

(c) 来客、物売りや御用聞きなどの訪問者の対応は、直ちにドアを開けず、覗き窓から相手を確認して、チェーンごしに話しを行い、未知の者を家にいれない。

(d) 入り口ドアを強化し窓には鉄格子を設置すること(当地の家屋は、年間を通じ酷暑の時期が多く、ふるくから住宅の窓とベランダ側の扉には、暑さよけの木製のよろい戸がついており、これが鉄格子にかわるものとして設置されています)。

(e) 屋外から室内がみられぬよう、カーテンやブラインドで覆うようにする。

(f) 屋外灯はできるだけ明るくし、玄関口および裏側(内庭)に少なくとも点灯すること。(これは心理的な犯罪防止効果があります)。

(g) 家を留守にしたり、就寝するときには施錠を励行し、その確認をおこたらないようにす。

(夜間外出の際は家の内外の電灯をつけ、またラジオをかけはなしにし、在住しているようにみせかけることも一方法です。)

(h) 貴重品等は錠のかかる場所に保管すること。(万が一の場合を考え、保管場所を分散するのもよい)

(i) 長期間家をあけるときは、親しい友人や知人にみてもらうようにすること。

(j) 女中とは常に良好なコミュニケーションを維持しておく。女中の行動に疑問が生じた場合は、早めに注意を喚起したほうがよい。泥棒、空き巣などの事件に女中が関係していたケースがおおい。

(k) 使用人には必要以上に自分の行動をしらせないこと。

(l) 賊に侵入されてしまったときは、抵抗したりせず、まず自分の安全を第一に考えること。

(過去の事例からみると侵入者は2~3人組が多く、必ず凶器をもっているのでみだりな抵抗は禁物です。)

(m) 番犬を飼うことも家庭の安全を守るうえで役立ち、防犯上の効果がある。

(ロ) 自動車運転上の危険防止対策

(a) 車庫における車の出入り前には、必ず外部周囲に怪しいものがないかどうかをよくたしかめる。

(外部からもどってきて、エンジンをかけ放したまま、車庫の扉をあけにいった際、襲われたケースが多いので、必ず一旦キイを外すようにすること)

(b) 短時間の駐車で、ドア・ロックが確実にされているかどうかを必ず確認する。(ともしれば、車窓のしめわすれ、トランクの鍵のかけわすれがあります)

(c) 車を離れる時は、車内に物を放置しないこと。

(犯人が放置されたものを盗もうとの誘惑にかられる原因となりますので、外部から見えないようにトランク内に入れておきます)

(d) 路上での長時間駐車を避け、極力車庫に入れておくこと。

(特にバスが頻繁に通る道路では、車の側面などに当て逃げされたり、夜間、人通りの少ないところでの駐中は心無き者のいたずらによる被害があります)

(e) 最近、自動車盗難の被害がふえており、要所要所で警官による検問が行われていますので運転免許証(国際免許証も含む)は必ず携行のこと。

(f) 自動車事故の場合はただちに警察署交通事故係(Cuartel Central de la Policia de la Capital 449-116)および保険会社へ通報し、警察による現場検証がおわるまで事故現場から車を移動させないこと。(警察調書作成の際、必ず運転免許証の提示をもとめられます。無免許による死傷事故の場合は刑罰および補償支払いに関係してきますので、免許証の所持はかかせません。また自動車車検書類も車のボックスにいれておくこと。出来れば免許証および保険証書番号等を手帳に控えておくことと便利です。)

(ハ) 旅行時における盗難対策

(a) ホテル等の宿泊施設を必ず利用し、できるだけ名の通ったホテルをえらぶこと。安宿はややもすると防犯施設に欠けている場合があります。

(b) チェック・インの際、アタッシュ・ケースなどの手荷物は必ずカウンターの上とか目のとどく所におくなどの気配りと、わずかの間でもその場を離れる時は手に持つようにすること。

(c) 貴重品や当座必要とする額以上の現金を持ち歩かないようにすること。

(外出する際、貴重品は必ずホテルの貴重品預かりを利用すること。)

(d) 混雑した街中では、現金は各ポケットに分散所持し、ひったくり防止のため、ショルダー・バッグ、カメラ等はたすき掛けにする。

(e) 旅券は必要な時以外ではできるかぎり携行せず、ホテルにあずけておくこと。

(f) 単独のバス旅行者がしばしばスリ、置き引き等の被害を受けています。バスターミナル等で携行荷物などを見知らぬ人に預けないこと。(中にはバス会社の者をそよおって盗みを働く者があります)

(g) 万全の注意をしても被害にあうこともあります。その際の損害カバーの手段として海外旅行傷害保険の加入をお勧めします。

(2) 婦女暴行対策

(イ) 夜間人通りの少ないところは避けること。

(ロ) 露出部分の多い刺激的な服装での外出はひかえること。

(ハ) 見知らぬ人を絶対に家の中に入れてはいけないこと。

4. 緊急連絡先

常日頃から隣人、仲のよい知人等と緊急連絡体制をとっておくことが必要ですが、ここでは公的機関を参考までにあげておきます。また、家庭においては、備え付け電話帳(電話帳の最初の頁あたりに緊急連絡番号が記載されている)や、目のとどくところに緊急連絡番号を表示しておいたら便利でしょう。

(1) 警察

○緊急事件の場合の電話番号

中央警察署

445-008

(El Paraguay Independiente y Chile) 445-303

盗難、窃盗、警備	441-118
交通事故	449-116
自動車盗難	97-513
(2) 救急車	
Primero Auxilios	204-800
(Brasil y Fulgencio R Moreno)	204-825
(3) 日本大使館(Embajada del Japon. Mariscal Lopez 2364)	

執務時間 月曜日～金曜日

午前8時～午後0時

午後3時～午後5時30分

(ただし、夏時間は、午前7時30分～午後1時)

(なお、土曜、日曜日および祭日は閉館いたします)

電話番号 604-616, 604-617, 603-682, 606-900

5. その他 誘拐防止

当国では、過去、邦人にかからむ誘拐事件は起こっていませんが、以前フィリピンで発生した事件は、海外に居住する邦人にとって大きな衝撃でありました。二度とこのような事件が起こらないことを望むものでありますが、前にものべましたとおり、経済的な不況を反映して、一般犯罪とからんだこの種の犯罪の魔手がどのような形でおそってくるかわかりません。そのための防止策として日常の心掛けとして次の通り付記し、皆様のご参考に供したいとかがえます。

(1) 出勤、帰宅、外出の際、家宅周辺の様子が普段と違う事柄に注意する習慣をつけること。

(2) 判でおしたような出勤、帰宅、外出は犯人に絶好の襲撃の機会を与えるので、ときどきそのパターンをかえる。

(3) 出勤、帰宅、外出の道順はできるだけかえることとする。運転手には車に乗ってから行く先を指示する。

(4) 駐車中の車にも注意を払い、車の中に潜んでいるものがないかどうか確認する。

(5) 毎日自宅付近に同一人物がいたり、同一車両が駐車してある場合は、念のため隣家にも電話（隣近所の電話番号をひかえておくことよい）で照会し、隣家訪問者でないかわかったら、車両番号、車の型等をひかえ、謀犯者である可能性が高いときは警察に通報する。

(6) 裏通りはさけ、交通量の多い道路をはしる。

(7) 車の窓は必ずしめ、ドアは必ずロックする。

(8) 事件発生に備え、旅券、保険関係書類、在留国および日本の連絡先リストの必要書類や医療関係記録（病歴、血液型、常用薬、持病、歯科医の記録）を整理して家族にわかるようにしておくこと。

(9) 走行車線はできるだけ中央よりをはしる。特に広い車線の道路では中央線をはしる。

(10) 追尾されていると思われる状況があった場合は、最寄りの警察署、兵舎等に避難する。また、相手車両の運転手、同乗者の人相、車の型、色、ナンバーをできるだけ記憶し、通報できるようにしておく。

(11) 走行中、前をはしる車が突然減速し停車するような場合は、これにつられて停車することなく急ぎ追い抜くか、または引き返すようにすること。

6. 緊急時のことば

「助けて」=ソコーロ

「泥棒」=ラドロソ

「警察」=ポリシーア

「警察を呼んでくれ」=リャーメ・ポリシーア

「救急車」=アンブランシア

KAN00010 ●エンカルナシオン「防犯の手引き」

防犯の手引き

平成4年1月10日

在エンカルナシオン日本国領事館

1. 管内治安情況

当エンカルナシオン領事館はパラグアイの南部地方4県を管轄し、首都アスンシオン市から約370km離れたイタプア県の県庁所在地エンカルナシオン市に設置されています。

特にイタプア県は当国最大の農業地帯であり、約一世紀にわたりドイツ、ロシア、日本等10数か国の外国系移住者によって開かれた国際色豊かな地域で国内の他の地方に比べ知的水準が高く、経済的にも恵まれている地域と言えます。

当エンカルナシオン市は住民の約40%近くが外国系で占められている地方都市で、しかもアルゼンティン国との間に川市2km.の巴拉ナ河で隔てられていたため、かつては非常に治安の良い地域でありましたが、後進国の常で貧富の差が甚だしく、低所得者が絶対多数を占めている当市においては、失業やインフレ等による生活苦から、最近窃盗や盗難事件が増加しています。

さらに1990年4月に当市とアルゼンティン国ボサダス市間に国際橋が完成してからは、犯罪者の出入りが容易となったことから治安悪化の傾向が目だっています。

一方都市部を離れた地方部では外国系移住者は別として、原住民の零細農家や、住居不定の季節労働者の生活は劣悪で、しかも道徳観念の乏しい者も多く、現金収入が跡絶えると泥棒と化し、家人に発見されると強盗に居直ったり、殺人に移行するケースも多々見受けられます。

特に、当館管轄4県の内3県までがアルゼンティン国と河川をもって国境を接しているため、両国の犯罪者の出入りが容易である点に留意し、今後の防犯体制を充実させる必要があります。

2. 犯罪の傾向

1) 一般犯罪

当管内都市部での犯罪の大部分は、コソ泥、空巣、車上狙い等による盗難事件であり、スリやひったくり等の発生例はありません。また、地方部(コロニア)における犯罪は、農家が点在している地理的關係から、夜間の単純な家宅侵入やコソ泥から殺傷事件に発展したり、原住民との感情のもつれから殺人事件に至るケースも見受けられます。

2) 知能犯罪

当管内には暴力団等の犯罪組織は在存せず、住民の殆どはカトリック教を主とする温和な国民性を有していることもあり、計画的な知能犯罪は発生した例は殆どありません。

3) テロ・誘拐

当管内において過去テロ活動や誘拐犯罪が発生した例はありません。しかし、最近、我が国の経済力、国際的な地位が著しく伸長して海外で日本人が目立つ存在となるに伴い、特に中南米で日本人がテロや誘拐事件の対象となるケースが増大しています。今後は当地においてもテロ・誘拐等に対し予防安全対策等を講ずる必要がでてくるものと思われます。

特に海外で安全に暮らすためには次の3原則が重要です。

「目立たない」

「用心を怠らない」

「行動を予知されない」

またテロ・誘拐予防はその危険度に応じた、

「通勤時の安全対策」

「住居の警備強化」

「日常行動上の総合的な対策」

更にテロ・誘拐に巻き込まれないためには、日頃から当地の犯罪発生状況や治安状況を新聞、テレビ等で継続的に情報を把握し、オフィスや家庭での安全対策、使用人の教育などに心掛ける必要が有ります。

また、テロ・誘拐は事前に車で追跡されたり、無言電話を受けたり、行動を見張られたり等のなんらかの兆候を伴うので、少しでも日常と異なる点が有れば、ただちに所属機関や在外公館に通報し対応策をとる必要があります。

3. 邦人の被害状況

当館管内における長期滞在者（永住者を除く）の被害状況は次のとおりです。

- 1) 夜、乗用車をレストランの前の路上に駐車して食事している間に、車の窓ガラスを割られ座席に置いてあったパスポート、トラベルチェック等入りのバックを盗まれる。
- 2) 休日、家族で外出中、窓（錠戸とガラス戸）を破られ、現金、ラジオ、貴金属品等を盗まれる。
- 3) 夜、家族で外出中、アパートの扉を合鍵らしき物で開けられドル現金を盗まれる。
- 4) 自宅で就寝中、庭から自転車、洗濯物、植木鉢等を盗まれる。
- 5) 現地人のお手伝いさんにダンスから現金、貴金属品を盗まれる。

以上、エンカルナシオン市内では邦人の被害状況は上記の如く軽微であり、かつて生命に危険が及んだ事はなかった。しかし、邦人移住者が居住する地方部では、傷害事件や強盗殺人事件等も発生しているが、地域的にも特殊であり、本邦からの派遣員や短期旅行者の参考とはならないので、事件例は省略します。

4. 防犯対策

一般に外国にあって最も大切なことは、自分の生命、財産は各自が衛るべきものとの自覚を持つ事であり、安全はただという日本人の感覚を是正する必要があり、安全対策としては次のような諸点に留意すべきであると考えられます。

1) 外出時の注意事項

- イ. 戸・窓の施錠と確認はもとより、できれば各部屋の扉の施錠を忘れないようにする。
- ロ. 家族全員で家をあける様子を外部の者に判らせないようにする。
- ハ. 長期にわたり、家を留守にする場合、知人に家の見回りを依頼し、さらに出来れば隣人等と有料契約してでも絶えずガードし、屋外灯の点・消灯を定期的に行う。

2) 住宅の防犯措置

イ. 家を借りる場合出来るだけアパートを選ぶ。一戸建ての場合頑丈な扉や鉄格子・錠度等で補強された窓の家で、隣接地に空き地がなく盗難事件の発生例が少ない住宅地を選ぶ。

ロ. ドアチェーンを必ず取り付け、物売りや集金人を宅地内や家屋内には絶対に入れない。

ハ. 家の補修や水道・電気等の修理のため人夫を入れる場合は主婦のみの時には行わず、必ず主人在宅の折か、知人立合いの上で行う。

ニ. 就寝中はもとより日中でも戸口や鉄格子のない窓は施錠しておく。

ホ. 大型犬を宅地内で放し飼いする。

3) 使用人に対する防犯対策

イ. 当地のお手伝いさんやベビーシッターの社会的地位は大変低く給料も低い。しかも道德観念が非常に希薄なので、油断すると現金をはじめ貴金属、衣料、アイロン、皿から冷蔵庫の中の肉類まで持ち出すことがあるので、ある程度の高い給料を支払ってでも身元の確実な良い使用人を探す必要があります。

ロ. 家に使用人を置く場合、当地の一般家庭で行っている様にダンス・机の引出し等鍵の

かかる所はすべて施錠し、現金や貴金属は特に厳重に保管する。

ハ、時に使用人の手引きによる盗難事件の発生するケースがあるので、鍵のコピーを取られない様に鍵の監理に注意する必要があります。

4) 自動車の盗難対策

当国では、日本、ヨーロッパ、アメリカ車の盗難事件は数少ないが、ブラジルやアルゼンティン車については、当国で走っている乗用車の約30%以上がブラジルやアルゼンティンの盗難車で占められているとまで言われています。

ブラジルやアルゼンティン車が当国内では正規の書類なしで容易に売買されているケースが多いことから当地におけるブラジル・アルゼンティン車の盗難率は非常に高いので、盗難予防のため、次の点に留意する必要があります。。

イ、人通りの少ない暗い横道に長時間駐車しない。

ロ、ドアのロックを忘れて、キイを付けたまま車を離れない。

ハ、長時間駐車する場合はハンドル固定器具を使用する。

5) ホテルでの注意事項

イ、当地におけるホテル従業員のモラルが一般に低いので外出の際には、部屋内の旅行カバンには必ず施錠し、バックは持参する。

ロ、就寝の際は、ドア・窓・ベランダ等の施錠の確認を行う。

ハ、貴重品についてはホテルの貴重品預りを利用する。

5. 犯罪捜査状況等

当国における犯罪の捜査方法は聞き込み捜査が主で、犯人の指紋や靴型採取等の現場検証を基にした科学捜査が行われないため、犯人の検挙率は非常に低い。

更に、当国の下級警官は殆どが無給に近い兵役の出役義務による補充員であり、中堅や幹部職員ですら給与が低いこともあり、一般民間人を保護する等の職業意識が乏しく、時として犯罪者となり得るので、制服着用警官と言えども安心出来ないのが実情です。

KAN00010 ブラジル【安全の基礎】
ブラジル連邦共和国
Federative Republic of Brazil

出入国時の留意事項

●査証

日本とブラジルとの間には査証免除取極がないため、入国するにはすべて査証が必要である。査証の種類には、外交、公用、礼譲の査証を除き、一般の場合は通過、観光、一時滞在（長期間滞在も含まれる）、永住査証がある。

通過査証は、目的地に行く途中ブラジルを通過する旅行者に発給されるもので、滞在日数は10日以内。滞在期間の延長は認められない。なお、通過査証でブラジル国内を観光することは認められていないので要注意。

観光査証は、観光を目的として入国する場合に発給されるもので、滞在許可日数は最初に入国した日から起算して90日間。滞在期間の延長は90日を超えない範囲で認められる。

一時滞在査証は、商用、業務視察、文化、報道、スポーツ関係など観光目的以外で入国する場合に発給される。滞在許可日数、滞在期間の延長は観光査証と同じ。

長期滞在査証というものは発給しない。つまり、駐在や業務上の出向等の場合は一時滞在査証が発給される。滞在期限はその目的によって6カ月、1年、2年に限定され、その滞在期間の延長は1回に限り認められる。延長の申請は、期限が切れる30日前までに行う必要があり、この期限を過ぎると罰金を徴収される。期限後は延長の権利を失う。

留学生の場合は、期間が1年間の一時滞在査証。必要な場合、在学証明により延長することができる。

なお、芸術家またはプロスポーツ選手、あるいは役務または契約に基づく科学者、教授、技術者、専門家等は、国家移住審議会の定める特別の要求を満たし、労働省の認証を得た契約当事者であれば査証が発給される。

永住の査証は、移住が目的で入国する場合に発給される。

通過を除くすべての査証は、滞在許可日数の範囲内であれば、何回でもブラジルを出入国できる。滞在期間の延長は連邦警察の外国人警察署に申請しなければならない。

査証なしでブラジルにきた場合は入国が認められず、航空会社の責任で出発地へ送還されることになる。ただし、特別の理由があるときには外国人警察署の署長の許可を得て最高3日間まで滞在ができる（条件付き上陸）。

●出入国審査

入国手続は、入国審査（旅券、入国カード提出）、税関検査の順で行われる。入国検査が終わると、旅券に検印が押されるが、検印が押されていないと、出国の際トラブルのもとになるので注意を要する。

ブラジルの陸続きの近隣国（ポリビア、パラグアイなど）からバス、自動車などでブラジルに入国する際、国境に出入国審査所がない場合は、入国後ただちに国境近くの町にある警察署に出頭し、入国の検印を押してもらう必要がある。

ブラジルの外国人法で定められた罰金を納めていなかった者、伝染病にかかっている者、銃砲刀剣類や麻薬などを所持している者、国際刑事警察機構（インターポール）などから手配されている者、未成年者で責任者が同伴していない者、国益ないし公共の秩序を乱す者、すでに国外追放を受けた者は、入国を拒否される。

出国は、出国審査所で旅券、出国カード、航空券を提出し、出国の審査を受ける。

●外貨申告

外貨の持ち込みは現金、トラベラーズ・チェックとも無制限。永住査証所持者が外国に出る場合、ブラジルでは1人4000米ドルまで合法的に米ドル通貨を購入できる（経済状況によって変更されるので要注意）。

なお1989年1月から、海外旅行者および外国人国内旅行者は中央銀行指定の機関（銀行、旅行代理店、為替業者、ホテル）で、1人4000米ドルを限度として米ドルを購入できるようになった。

また、残ったブラジル貨を米ドルに戻すには、米ドルを銀行で現地通貨に交換した際にもらう換金証明がないと、出国時に現地通貨を再両替できなくなるので注意が必要。ただし、再両替はたいへんに面倒なので、少しずつ米ドルを両替して、現地通貨を残さないようにしたほうがよい。なお円の両替は、一部の日系土産物屋を除いてほとんどできない。

●通関

ブラジルの税関検査は、原則として入国者全員に対して行われる。持ち込む荷物が商業用と見なされた場合は課税される。特に、必要数量以上の特定の品物（たとえば海苔を何十帖など）や、贅沢品と見なされるものについては、高額の税金（200～300%）が課せられることがある。書籍の場合も、同じものが何冊もあれば課税される。

免税限度額は、本人持参分500米ドルまでとなっているが、陸続き入国の場合は適用されない。10歳以下の場合、身の回り品類以外は認められない。

入国者の職業にとってふさわしい物品は無税になるが、職業に関係のない品物には課税される。もし申告が必要な品物がありながら申告せず発覚した場合は、税金のほかに罰金が科せられる。

外国人による外国貨幣の持ち込み、持ち出しは法律では規制されていないが、金は商品と見なされる。

サンパウロ国際空港の税関では、申告者用のゲートと申告を要しない人用のゲートの2つがある。申告を要しないほうのゲートでは、税関吏の判断で緑のランプがつく場合と赤のランプがつく場合とがある。緑のランプがつけば荷物検査を受けることなく入国できるが、赤のランプがつくと荷物検査を受けることになる。その際、課税対象品物がある場合は課税される。なお、サンパウロでは最近、麻薬持ち込みを水際で阻止するため、麻薬の原産地であるポリビア、ペルー、コロンビアから入国する者の荷物検査が厳しくなっている。

身の回り品と認められる物品以外に、1人（14歳以上）合計500米ドル相当までの物品に対しては課税されないが、電気製品やカメラなどの高級機器は、本人が使用する目的で、かつ現に使用中のもの1点を除き、課税の対象となる。高級機器に対しては税関が非常に厳しいので注意が必要。ゴルフセットは観光目的、一時滞在目的にそぐわないものとして課税されることが多い。酒類は2リットルまで免税。電気製品やカメラなど高級機器については、値段を証明する領収書などを持参したほうがよい。

持ち込み禁止品は、畜産加工品、植物、果物、種、苗、動物用飼料、獣医用の薬・ワクチンなど。持ち出し禁止品は、銃砲刀剣類、麻薬、化石、剥製品、動植物、ワニ皮など。

マナオス空港に到着する場合は、携行のカメラ、電気製品、時計等の外国製品は税関申告が必要。マナオスはブラジル唯一の免税地区（フリーゾーン）であるため、この申告をしていないと、ブラジルの他の州向けの出発に際して、マナオス市内で購入したものと見なされて、免税限度額（2000米ドル）を超えた分については課税される。

滞在時の留意事項

●滞在届

観光目的（滞在90日以内）の旅行者は必要ないが、それ以外の商用、駐在、留学等の一時滞在者、永住滞在者は、連邦警察に対し30日以内に外国人登録を行い（滞在届）、身分証明書を取得しなければならない。30日以内に外国人登録の申請をせずに、身分証明書を携帯していないことが後日発覚したときは、罰金もしくは国外退去となることがある。なお、観光目的以外の一時滞在者、永住滞在者が国内旅行に出かける際には、常に身分証明書を忘れずに携帯することが必要。

他州、他都市に転居した場合も、30日以内に連邦警察へ転居届をする義務がある。届出は本人の旅券、またはブラジル永住権証（写し）を添え、居住地、区名、番号などを記載

して届け出る。

●旅行制限

国内の旅行制限はない。観光目的の旅行者は、常に旅券を携帯することが求められる。観光目的の旅行者の航空券は、ブラジル法務省の事前許可なしに払い戻しはできない。また、一時滞在者（長期間滞在を含む）、永住滞在者は身分証明書を携帯することが義務づけられている。

なお、ブラジルは長距離バスが発達しており、国内旅行に利用できるし、寝台バスも運行されている。また、通過査証を除くすべての査証取得者は、滞在許可日数の範囲内であれば国外からの入国、国内からの出国は何回でもできる。

長期滞在者、永住者のうちで、18歳未満の者が単独で居住地以外の他の都市や州および外国へ旅行する場合は、少年裁判所の旅行許可書（AUTORIZACAO）が必要であり、かつ旅行中は常に同許可書を携帯していなければならない。旅行許可書は、バスターミナルや空港等にある少年裁判所の支所（O Posto de Juizado de Menores）に保護者が出頭し、発給（無料）してもらう。

●写真撮影の制限

軍事、保安地区の写真撮影は禁止。立入禁止（Entrada Proibida）あるいは保安地区（Area de Seguranca）と掲示があるところでは、写真撮影をしないことはもちろんだが、無用のトラブルを避けるためにも近寄らないほうがよい。

美術館、博物館はほとんど、館内の写真撮影を禁止している。

外国人が奥地のインディオ保護区に立ち入り、インディオに接触し、撮影などを行うためには、事前に内国インディオ保護院（FUNAI）の許可を得なければならない。

その他、ブラジルの民衆がいやがる地区（たとえばスラム街等）の写真撮影は、危害を受けるおそれがあるので避けたほうが賢明である。

各種取締法規に関する留意事項

●麻薬

麻薬の取り締まりは連邦警察の権限に属しており、かなり厳しく取り調べが行われる。また、処罰も厳しいので麻薬事件にかかわったり、巻き込まれるようなことのないように注意することが必要。麻薬の携帯などは3～15年の禁固、またはその者の収入に応じた額の5～36日分相当の罰金となっている。

麻薬常習者や麻薬密売人の集まるような場所（たとえば港近くの歓楽街など）に立ち入ったり、その地帯のホテルへ投宿するようなことは避けたほうがよい。また、見知らぬ者からの託送依頼にも内容が麻薬であるか否か、十分に注意することが必要。

サンパウロでは最近、若年層を中心に麻薬（特にコカイン）の常用者が増えており、大きな社会問題となっている。麻薬の売買は、小飲食店、ナイトクラブ、学校、スーパーの駐車場、スポーツクラブ、レストラン、貧民街等いたるところで行われているので要注意。外国にいるからといって安易な気持ちで買ったり、使用したりしないこと。

アマゾン川上流地帯（コロンビア、ボリビアとの国境地帯）は、麻薬の原料産地として取り締まりが強化されつつある。また、アマゾン川はその精製原料であるアセトンの密輸ルートとして知られているので、河川旅行などには得体の知れない船は利用しないようにすること。

●不法就労

一時滞在者（長期間滞在を含む）は、査証取得時にすでに役務、労働契約など、その目的が明確化されているため、それ以外の活動、就労はできない。これに違反すると滞在許可を取り消されることがある。

一時滞在者は、個人会社を設立したり、会社の経営者、支配人、または役員の地位について職務を行うことができない。

永住または一時滞在（6カ月以上）の資格で入国した者が、30日以内に連邦警察に外国人登録をせず、身分証明書の取得なしに就労した場合は不法となる。また、一般にブラジルで就労するためには、身分証明書のほかに、労働手帳の取得も必要である。

また、観光査証や就労目的以外の一時滞在査証で入国した者およびその者の扶養者は、報酬を伴う活動を行うことはできない。見つかった場合は国外退去処分になる。また、これを雇用した者も罰金が科せられる。なお、連邦政府と労働省が協力して定期的に不法就労者の摘発を行っている。

●治安維持

外国人が政治活動を行うことはできない。取り締まりは特殊な場合を除いては、それほど厳しくはないが、政治集会への参加などは避けたほうがよい。

政治活動や公共活動に直接または間接的に外国人が介入した場合（政治的性格の強い結社または団体を組織したり、脅迫あるいは強制して政党や政治団体の行動に参加させる行為など）は、1年以上3年以下の禁固刑および国外追放となる。

●その他特殊取締

乗用車を運転する場合は免許証、身分証明書の提示を求められることがあるので、必ず携帯する必要がある。

交通事故を起こした場合、外国人に不利な状態に持ち込まれるケースが多いので、知人などからいい弁護士を紹介してもらうことが必要。ブラジルでは、日本から国際運転免許証を持参してもただちに運転することはできない。国際運転免許証で運転するためには、滞在地の交通局で申請書に国際運転免許証と旅券の写しを添えて提出し、許可を取る必要がある。この場合、免許の有効期間は、一時滞在査証の滞在許可日数内に限られる。

なお、観光目的等の短期滞在者は、国際運転免許証からブラジルの運転免許証に切り替えることはできない。1年以上の一時滞在者、永住滞在者は、日本の有効な運転免許証を持参すれば、ブラジルの運転免許証に切り替えることができる。

ピストル等の所有は許可があれば可能だが、最近の治安悪化に伴い、特別の理由がない限り許可されなくなっている。許可なしに武器を携帯していることが発覚した場合には、15日～6カ月の拘禁。許可なく販売した場合には3カ月～1年の拘禁。なお、サンパウロをはじめ大都市では、銃器使用の犯罪が増加しているため、警察による厳しい銃器不法所持取り締まりが行われている。

風俗、習慣、国民性に関する留意事項

国民の90%がカトリック教徒。国民性はきわめて開放的で快活であるが、路上での酔っ払いは逮捕される。服装は自由。

食事は世界各国の料理をそれぞれのレストランで味わうことができるが、飲料水はミネラル・ウォーターなどを注文したほうがよい。

他の西洋諸国と同様にチップを渡す習慣がある。ただし、レストランなどで請求書に10%のサービス料が加算されている場合、チップは不要である。

ブラジルには公衆便所というものがほとんどない。どうしても用を足したくなったときは、男子は Bar（バル）とか Lanchonete（ランシヨネッテ）といった軽食堂を利用し、女子は、主に商店等の奥にある施設を借用するのが普通である。

日本ではお金を、親指と人差し指で円を作って示すが、ブラジルでは下品なことを表すので注意を要する。

ブラジルの東北部および北部は、熱帯病、風土病が非常に多い不健康地帯になっている。したがって、食べ物、飲料水に特に注意しなければならない。

安全のためのひとくちアドバイス

ブラジル全国では、長距離バス旅行、自家用車旅行が一般的に普及している。しかしながら、途中で休憩のため駐車し車を離れるときに、車内盗難にあう場合が少なくない。な

お、長距離バスで旅行中に、見知らぬ人から物を預からないようにすること。うっかり預かると、思わぬトラブルに巻き込まれることになりかねない。また、道路横断中の牛に自家用車が突っ込む事故もあり、最近死傷者も出ている。郊外には牧場が多いので夜間運転する場合には、牛等、家畜の飛び出しに気をつける必要がある。

●ペレーン

犯罪が急増しており、特に旅行者は狙われやすいので、一目でそれと分かるスタイルはしないことが肝要である。また、昼間でもひったくりが多いので、貴重品はホテルの金庫に預けるか、施錠のできる大型旅行カバンに入れる等、できるだけ貴重品は持ち歩かないようにする。女性は外出時には、アクセサリ等は身に着けないこと。

なお、夜間の一人歩きは避け、人通りの少ないところ、貧民街などには近づかない。

●ポルト・アレグレ

ブラジルの他地方に比べ、生活・教育水準が高く、また人口の都市集中度も低いので、従来は治安は比較的良好であった。しかしながら最近、経済の急速な悪化に伴い、犯罪件数が急激に増加、悪質化の傾向にあると思われる。したがって、ファベラ（貧民窟）の近くや、夜間暗がりや人通りの少ないところには近づかないようにすること。また外出の際、装飾品（腕時計を含む）はなるべく着けないようにし、目立つ服装も避けるようにする等の注意が必要。さらに人込みの中でのひったくり、空港等での置き引きには十分注意すること。

●リオデジャネイロ

リオデジャネイロはサンパウロとともにブラジルのなかでも近年治安の悪化が著しく、外国人観光客等が集中するコパカバーナ、イパネマといった世界的にも著名なリゾート地域といえどもその例外ではない。観光客目当てのスリ、ひったくり、強盗等の犯罪が時間を問わず発生しており、特に早朝、夜間の海岸、歓楽街および周辺の路地での被害が多い。昼夜を問わず一人歩きは避け（夜間の外出は避けたほうが望ましい）、外出の際はTシャツ等の目立たない服装を心がけ、装身具は身に着けず、大金を持ち歩くことは避け、現金は小分けにして持ち歩き、また、カメラやビデオはバック等に入れて持ち歩くようにしたほうがよい。なお、犯罪に遭遇した場合は相手が子供であっても拳銃等の凶器を持っていたり、仲間が近くにいる場合が多いので、絶対に抵抗しないことが肝要である。

また、最近では一流ホテルのロビーやレストラン内といえども、置き引き等の犯罪が発生しているため油断は禁物である。

●ブラジリア

ブラジリアは他の大都市に比べれば比較的治安の良いほうといえるが、犯罪件数は年々増加の一途をたどっている。人込みの中でのスリ、空港等での置き引きをはじめ、住宅地でも空き巣、盗難が頻発するようになってきている。特に、近隣の衛星都市では、強盗、殺人、強姦、誘拐等の凶悪犯罪が連日のように発生しているため、夜間の外出時は注意をするに越したことはない。

一般的注意事項として、強盗に遭遇した場合には、相手は必ずピストル、ナイフ等の凶器を携帯していると考えべきで、絶対に抵抗しないことが肝要。また、無一文の場合には腹いせに危害を加えられるおそれがあるので、常時50米ドル程度の金額を携帯すべきであろう。

●レシフェ

近年レシフェ、サルバドール、フォルタレーザほか東北ブラジルの各州都や地方の市でも治安が悪化しているため、注意が肝要。昼間、夜間とも一人歩きは極力避けること。特に市内中心部、人通りの少ない場所ではひったくり、強盗が多いので気をつけること。最近ホテル内、特にフロントやロビーでの置き引き、部屋に侵入（鍵をフロントから受け取

って)されて貴重品、金品等の盗難にあったケースもあるので、なれなれしく近寄ってくる者に十分注意し、部屋番号等知られないようにすること。また空港、海岸で観光客を狙った置き引きやひったくり、信号待ちで停車中の車の窓越しに搭乗者の腕時計、ネックレスのひったくり等が頻発している。したがって、貴重品は持ち歩かないようにするとともに、高価な装飾品は身に着けないようにし、服装もなるべく目立たないラフなものにすることが望ましい。

●マナオス

人口の急激な増加に伴い、治安が悪化している。特に、市の中心街でのスリ、かっぱらいに注意し、必要以上の金銭、貴金属等は持ち歩かないこと。また、夜間の一人歩きは避けること。ホテル内での盗難もあるので、貴重品はセーフティ・ボックスに預けたほうがよい。

街頭で時計、貴金属、香水等を売りつける者がいるが、相手にしないこと。近年の傾向としては、自動車事故の増加が著しい。概して運転マナーは悪く、信号等の故障も多いので、歩行者には細心の注意が必要である。

●サンパウロ

サンパウロでは、近年の経済不況と他地域からの貧困住民の大量流入などが原因となって犯罪の発生率が高く、治安状態の悪化が続いている。高価な装身具や貴金属製品などを身に着けたまま外出しない、多額の現金を持ち歩かない、ズボンのポケットなど人目につくところに財布や現金を入れず、夜間の外出はなるべく避ける、荷物を床に置いたまま立ち話をしない、買物袋などで両手がふさがらないようにする、相手が子供だからといって安心しない、路上駐車をなるべくしない、強盗に遭ったら抵抗しない、などの点に特に注意しなければならない。

犯罪の発生は、市内の全域に及んでいるが、特にセントロ（市の中心街）および南部で多発している。また、市内には660カ所以上の貧民街および300カ所以上の路上生活者の溜まり場があるが、貧民街は非常に危険であるので、絶対近寄らないこと。車で走行中タイヤがパンクしても人家のないところでは停車しないこと。

●クリチバ

昼夜を問わず、特に市の中心街でひったくり、強盗が発生するなど治安が悪化している。外出の際は、必要以上の現金や貴重品を持たないようにし、目立たない服装で常に周囲に気を配る。また、フォス・ド・イグアス市では観光客を狙ったスリ、置き引き、強盗が頻発しているので十分注意する必要がある。

健康上の留意事項

ブラジルには最南部を除いて、日本のようなはっきりとした四季の区別はない。

アマゾン流域およびそれに準ずる未開発地域へ赴く場合は、事前に各州に所在する予防接種所で黄熱病の予防接種を受けたほうが安全である。

ブラジルはエイズ患者が多いので注意しなければならない。注射は必ず使い捨ての注射器を使用するなど感染予防には気をつけることが必要である。ブラジルの薬は一般的に薬の含有量が多く、日本人には強すぎることもあるので、風邪薬等の常備薬を日本から持参したほうがよい。

ブラジリアは平均1100メートルの高原地帯に位置し、気温は年間を通じて大差なく月別最高気温は28度（1月）～24.8度（11月）、月別最低気温は13.3度（7月）～17.6度（3月）である。過去の記録からみて最高気温35度以上、最低気温5度以下になることはまれである。ただ、湿度は1年を通じておおむね低く、乾季（5～9月）に10%前後にまで下がることがある。雨季には日中の気温差が激しく、風邪をひく人も多い。

サンパウロは、気温の変化が著しいので風邪をひきやすい。朝夕や降雨後は、急に気温が下がることがあるので注意すること。また、車の排気ガス規制がないためか、空気が非

常に汚れている。水道水は飲料用として適さないので、ミネラル・ウォーターを購入したほうがよい。完全な医薬分業制になっているので、特定の薬を購入するには医師の処方箋を薬局に提示しなければならない。ただし、軽いけがや頭痛、腹痛程度であれば処方箋なしでも購入することができる。

リオデジャネイロは、気温が熱帯海洋性のため湿度は年平均80%と多湿であり、特に12月～3月までの夏期は日中屋外で40度を超える日もしばしば続き、夜間も気温が低下しない熱帯夜となることが多い。大都会であるため、車の排気ガスにより空気が非常に汚れていることについてはサンパウロと同様である。また、一般に海に面した風光明媚な土地ではあるが、近年、貧民街を中心とした人口の急増および下水処理施設未整備のため、河川および湾の汚れがひどいなど衛生状態がきわめて悪く、この点についても十分留意する必要がある。

マナオス市内では、マラリアの心配はほとんどないが、防虫スプレー等を利用し、蚊に刺されないよう予防に心がけることが無難。アマゾン流域には肝炎、コレラやライ病など多種の熱帯性風土病が散在しており、飲料水と食物には注意することが必要。特に、水道の水は直接飲まないようにし、帰宅時には必ず手を洗うことに留意する。

ベレーン、クリチバ、ポルト・アレグレ、レシフェでも、水の注意は同様。内陸に行く場合は、マラリアの予防対策が必要。多種多様の虫がいるので虫刺されの薬は必携品。

緊急時の連絡先

●ブラジル

(警察) Tel.190

(救急車) Tel.192

(火事) Tel.193

(病院)

サンタルシア私立総合病院 (救急サービス)

Tel.245-3344

●サンパウロ

(警察) Tel.190

(救急車) (有料) Tel.192

192番の救急車は市の救急車であるが、出動要請が多いため時間がかかったり出動できないときもある。平日の午前7時から午後5時、土曜日の午前7時30分から午前11時30分までは、日本語の通じるサンパウロ日伯援護協会総合診療所 (Tel.278-1640, 278-1866) に救急車 (有料) を要請するか、もしくは24時間年中無休で救急車の派遣 (有料) を行っているイタマラチという会社 (Tel.872-1000または872-2000) に要請したほうがよい (ただし、要請者が病院、診療所を指定する)。

(消防) Tel.193

(病院・医療相談)

サンパウロでは日本語の通じる医院、診療所が多数あり、医療水準も高い。日本語の通じる主な医院、診療所は次の通り。

サンパウロ日伯援護協会総合診療所 (Beneficencia Nipo-Brasileira de Sao Paulo Clinica Medica ENKYO)

Rua Sao Joaquim 381 Liberdade

Tel.278-1640,278-1866

日伯友好病院 (Hospital Nipo-Brasileiro) Rua Pistoia, 50, Parque Novo Mundo Vila Maria

Tel.954-0955 (代)

協栄メディカルチェックアップセンター (Kyoei S/A Centro de Check-ups Medicos)

(医療検診,人間ドック)

Rua Jundiá 50, Paraiso Tel.885-1044

●リオデジャネイロ

〈警察〉 Tel.190

〈消防署〉 Tel.193

〈上下水道〉 Tel.195

〈電気〉 Tel.196

〈ガス〉 Tel.197

〈救急車〉 Tel.192

〈主な救急病院〉

Miguel Cluto Tel.274-2121

Salgado Filho Tel.201-2121

Souza Aguiar Tel.221-2121

●マナオス

〈警察〉 Tel.190

〈救急病院〉 Tel.192

〈消防署〉 Tel.193

〈病院〉

日伯診療所 Tel.232-6920

●ベレーン

〈警察〉 Tel.190

〈交通事故処理〉 Tel.194

〈救急病院〉 Tel.192

〈消防署〉 Tel.193

〈病院〉

アマゾニア病院 (日系) Trav.9 de Janeiro. 1267

Tel.229-8422

●ポルト・アレグレ

〈パトカー〉 Tel.190

〈警察〉 Tel.194

〈救急病院〉 Tel.192

〈消防署〉 Tel.193

●レシフェ

〈警察〉 Tel.190

〈交通事故処理〉 Tel.194

〈救急病院〉 Tel.192

〈消防署〉 Tel.193

〈上下水道〉 Tel.195

〈電気〉 Tel.196

●クリチバ

〈警察〉 Tel.190

〈交通事故処理〉 Tel.194

〈救急車〉 Tel.192

〈消防署〉 Tel.193

緊急時の言葉

- 「警察を呼んでください」 = シヤメ・ア・ポリッシア
- 「救急車を呼んで下さい」 = シヤメ・ウマ・アンブランシア
- 「助けてくれ」 = ソコーホ
- 「誰か手伝って下さい」 = アウゲン・メ・アジュージ
- 「泥棒」 = ラドロ
- 「強盗」 = アッサルト
- 「消防」 = ボンペイロ
- 「火事だ」 = フォーゴ, または インセンジオ
- 「病院に運んでくれ」 = レーヴェ・パラ・オ・オスピタウ
- 「離してくれ」 = ラルガ, または ソウタ
- 「日本語の分かる医者を呼んで下さい」 = ボル・ファヴォール・シャーム・ウン・メジコ・ケ・エンテンダ・ジャポネース

在外公館アドレス

●大使館

在ブラジル大使館

Embaixada do Japao, Avenida das Nacoes, Lote 39,
70425 Brasilia, D. Federal, Brasil (Caixa Postal 07-0891) CEP-70425
Tel.242-6866,244-6912

●総領事館

在サンパウロ総領事館

Consulado Geral do Japao, Avenida Paulista 475, 5-~9- andar, 01311-000
Sao Paulo-SP, Brasil (Caixa Postal 361) CEP-01311-000
Tel.287-0100 (代表)

在リオデジャネイロ総領事館

Consulado Geral do Japao, Praia do Flamengo, 200, 10-andar, 22209-900
Rio de Janeiro, RJ, Brasil. CEP-22210
Tel.265-5252,245-1714

在マナオス総領事館

Consulado Geral do Japao, Rua Ferreira Pena, 92-Centro,
69010-140 Manaus, Amazonas, Brasil (Caixa Postal 307) CEP-69010
Tel.232-2000, 234-2521

在レシフェ総領事館

Consulado Geral do Japao, Avenida Dantas Barreto, 191 Edificio Santo
Antonio, 3-andar, 50010 Recife, Pernambuco, Brasil (Caixa Postal 502)
CEP-50010

Tel.224-1930,224-2059

在ベレーン総領事館

Consulado Geral do Japao, Travessa Padre Eutemio 2112,66033 Belem,
Para, Brasil (Caixa Postal 912) CEP-66010
Tel.222-1900,222-1691

在ポルト・アレグレ総領事館

Consulado Geral do Japao, Av. Joao Obino, 467 Petropolis, 90470-150
Porto Alegre, Rio Grande do Sul Brasil (Caixa Postal 1022)
CEP-90470-150

Tel.334-1299 (代表) ,334-1125,334-1135

在クリチバ総領事館

Consulado Geral do Japao, Rua Marechal Deodoro, 630 Edificio CCI,

18 andar, 80036 Curitiba, Parana, Brasil (Caixa Postal 6028)
CEP-80010-912
Tel.224-3861

KAN00010 ブラジル「防犯の手引き」

在留邦人の防犯対策及び緊急対策マニュアル

平成 4年10月
在伯日本国大使館

在留邦人の皆様には、ブラジルへの赴任あるいは転勤前に、当地での安全対策について種々のアドバイスを受け、また、当地の実情等につき、それぞれの情報を得ておられるものと思われませんが、大使館が在留邦人の保護、安全対策のため作成いたしました当地における「〈1〉日常の防犯対策マニュアル」及び「〈2〉緊急事態対策マニュアル」をも皆様の情報・資料と併せ参考として頂ければ幸いです。

御承知の通り、当地においては皆様は伯国の法律のもとで生活するわけですから、第一義的には伯国官憲の保護を受けることとなりますが、大使館といたしましても、皆様が伯国の法律のもとで不法、不当な処遇を受けるような場合には、直接伯国官憲に対して善処を求めることとなりますので、当地で生活される上での疑問点、不安に思われること等、また、本マニュアルにつきましても御質問等がありましたら御遠慮なく大使館にお問い合わせ下さい。

なお、本マニュアルが部外の人に渡ることのないよう取扱には御注意下さるようお願いいたします。

〈1〉日常の防犯対策マニュアル

1. 基本的な心構え

海外生活は、色々な点で日本での生活とは異なります。特に日本は外国に比べ犯罪も少なく、治安の良い国であるだけに、日本人全体に共通する問題として「自己防衛努力」を怠りがちです。もちろんブラジルはブラジルの中では比較的治安が良いと思われませんが、それでも経済状態の悪化に伴い、年々犯罪は増加しており、また凶悪化しています。

基本的には、その国に住んでいる人々の安全を守るのは、その国の政府の役割・責任ですが、皆様におかれましては、「常日頃から自分の安全は自分で守る」という気構えが大切で、特に次の点に注意すべきでしょう。

- (1) 用心を怠らない。
- (2) 行動を予知されないようにする。
- (3) 目立たないようにする。

2. 一般的諸注意事項

(1) 外国人登録証明書は唯一の身分証明書です。自宅から出るときは必ず携帯して下さい。また、紛失したり盗まれないよう十分注意して下さい。

(2) 自宅について

- イ. 独立家屋よりアパートが望ましい。
- ロ. 玄関の扉には覗き窓及びチェーンを付け、内側から開ける時は必ず外部を確認し、相手を識別するまで扉を開けない。
- ハ. 窓は常に施錠ができるように良好な状態に保つ。
- ニ. 玄関の扉は常時施錠しておく。
- ホ. 玄関、庭等は適切な明るさを保つようにする。
- ヘ. 未知の人を安易に自宅の中に入れない。
- ト. 就寝時は寝室も施錠する。
- チ. 夜間外出の際は居間等の灯りを点けておく。
- リ. ポルティロ、隣人等とは良好な関係を保つ。

(3) 電話について

イ. 電話を受ける時は名前を名乗らず、相手を確認する。

- ロ. 自宅の電話番号は信頼できる人以外には教えない。
- ハ. 嫌がらせ、悪ふざけ電話は一方向的に切る。
- ニ. 間違い電話の場合、その旨のみを伝え、名乗らない。
- ホ. 不安な時は電話番号を変更してもらう。
- ヘ. 電話は寝室にも設置する。

(4) 鍵について

- イ. 予備鍵の存在は潜在的に最も危険です。
- ロ. 入居に際しては、鍵をすべて交換する。
- ハ. 鍵又は鍵束には所有者の身元及び鍵の種類が半明するような印を一切付けない。
- ニ. 使用人に鍵を渡さない。
- ホ. 常時鍵を手放さない。
- ヘ. 使用人を変えた場合は鍵も交換することが望ましい。

(5) 使用人について

- イ. 採用前（採用後にも）身元調査を必ず行なう。
- ロ. 使用人に対しても自宅や電話に関する教育を行なう。
- ハ. 使用人の友人関係について承知しておく。
- ニ. 使用人に仕事、外出先、帰宅時間等必要以上の話をしない。
- ホ. 使用人の知人を自宅内に入れさない。また、家族不在時に使用人の判断で、家人以外の者を自宅内に入れさせない。
- ヘ. 解雇は慎重に行なう。
- ト. 帰国が決定しても、早急には伝えない。

(6) 自動車について

- イ. 自動車の乗降、トランク内に入れる。
- チ. ヒッチハイカーは男女を問わず絶対に乗せない。
- リ. 長距離走行の場合、早め早めに給油する。

(7) 外出について

- イ. 夜間、徒歩による単独外出は絶対に避ける。
- ロ. 外出先に集まる人々の服装に自分の服装を合わせる。
- ハ. 不要に高価な品物は身に付けない。
- ニ. 多額の現金を持ち歩かず、また、現金を人目に付かないように、かつ、分散して所持する。
- ホ. 随時周囲の人や状況に気を配る。
- ヘ. 人通りが多い所、明るい所を歩く。
- ト. 公衆電話用硬貨（フィッシャ・デ・テレフォニー）及び緊急連絡先を常に所持する。

(8) 旅行について

- イ. 車両で旅行する場合は、幹線道路といえども市街地以外では夜間照明が全くないため、日中に行動し、日暮前には目的地に到着するよう計画する。
- ロ. 安全なホテル（三ツ星以上）に宿泊する。
- ハ. ホテルの緊急脱出経路を確認しておく。
- ニ. 旅行中の行動を知人の誰かに知らせておく。

3. 犯罪等に遭った時の処置について

(1) 現金・貴重品を盗まれた場合

現金・貴重品が盗まれたら、戻ってくる可能性はまず無いものと思われます。第一に絶対に盗られないように注意してください。不幸にして被害に遭った場合は、所轄の民警察（ポリシア・シビル）に届けておくことが大切です。その際、調書作成後に盗難証明書（被害届の受理証）を発行してもらえます。この証明書は、貴重品等に保険がかかっている場合は保険会社に対し所定の手続きを行なう際、また、小切手を盗まれた場合には当該銀行に届ける際に必要となります。車両が盗難に遭った場合も同じです。

(2) 身分証明書を盗まれた場合

警察に盗難届を提出することは勿論、盗まれた身分証明書の悪用を防止するため、身分証明書の発行元にも連絡しなければなりません。

(3) 旅券を紛失した場合

旅券を紛失、若しくは焼失又は汚(破)損した場合は、大使館へ次の書類を提出して、再発給を申請して下さい。なお、再発給に際しては、外務省に照会するために約2週間を要します。但し、急ぎの場合は電報照会で一両日中で確認できます。

- イ. 一般旅券再発給申請書 2通(用紙は大使館にあります)
- ロ. 写真(5cm四方) 2葉
- ハ. 紛失届 1通(用紙は大使館にあります)
- ニ. 警察の紛失届受理通明書 1通

(4) クレジットカード又は旅行小切手を盗まれた場合

クレジット・カード又は旅行小切手の発給会社に盗まれた旨を伝え、無効手続きを一刻も早く行なうことが重要です。そのため発給会社名、電話番号、クレジットカード又は旅行小切手の発行番号及び有効期間等は必ずメモしておいてください。

(5) 強盗・恐喝に遭った場合

狙う相手は真剣です。また、ほとんどの場合武器を携帯していますので、抵抗したり、相手の神経を逆撫でするような行為、あるいは、不用意に懐やポケットに手を入れる行為等(武器を取り出そうとしているものと誤解される)は絶対に避けてください。万一に備え、命金となる程度の金銭は常に携帯すべきです。

(6) 空き巣に遭った場合

まず、現場を保存しつつ何が盗まれたか記録してください。この際、メーカー・色・型式・番号等がわかれば、後日発見される可能性は高くなります。その後、速やかに所轄の警察署に被害届を出します。

(7) 交通事故に遭った場合

いかなる場合も人命を尊重することが第一です。負傷者がいる場合はただちに病院へ運ぶ等の手配を行なうことは言うまでもありません。

状況により現場での示談で済む場合もありますが、被害者、加害者に係わらず付近の警察署に連絡して然るべき処置をした方が懸命です。警察の事故証明が無いと車両保険等を利用できないため、小さな事故でも警察に届けておくべきです。

また、事故直後は精神的に動揺していることが多いので、同僚や保険会社等に応援を求めるべきです。

4. 誘拐について

テロによる誘拐は当地においては発生していません。しかし、過去、在留邦人が車両の盗難事件に巻き込まれ誘拐された上、あやうく殺害されそうになった事例があります。金品欲しさからの誘拐事件の被害者にならないように注意しなければなりません。

(1) 誘拐対策

イ. 誘拐事件に備え、必要な書類(氏名、住所、旅券番号、身分証明書番号、趣味や所属クラブ、医療記録、家族相互のキーワード等)を整理しておくことが重要です。これは、家族又は犯人との交渉者が、誘拐された本人と断定するために必要です。

ロ. 出勤直後又は帰宅直前に自宅へ電話連絡を行なう習慣があれば、誘拐事件の発生を早期に察知することができます。

ハ. 誘拐事件が発生したら、直ちに大使館へ連絡し、対応策を協議するようにして下さい。

(2) 誘拐された場合

イ. 誘拐そのものは、30~40秒で決着が付くと言われています。襲撃の瞬間が最も危険ですが、この段階では標的を殺害することはほとんどありません。この時に逃げようとすることは、車に乗っている場合等特別な状況を除き、危険を伴うことが多いので避ける方が無難です。

ロ. 相手の車両等に連込まれたら万事休すと思った方が賢明です。相手は通常拳銃等を突

き付けています。また、犯人は精神的に高ぶっていると思われるので、殺害に発展させないためにも素直に従うことが重要です。

ハ、過去誘拐された人の大部分は助かっている事を念頭に入れ、慎重に行動することが大切です。

(3) 監禁されている場合 (一般に指摘されている主な注意事項)

イ、監禁されている時の最大の敵は、誘拐犯人ではなく自分自身の態度だと言われていません。恐怖感や絶望感に打ち勝つよう平常心を保つことが重要です。家族や会社等の関係者が開放のために努力していることを忘れないようにして下さい。

ロ、最初の数日間が最も辛い期間です。監禁者に自分の弱点を見せないようにして下さい。

ハ、誘拐されると自分の時間が全く異なってきます。規則正しく行動するとともに知的関心を持続させることが重要です。できるだけ長く自分の活力を維持することが大切です。

ニ、監禁中に与えられる食事は何でも食べるようにして下さい。断食しても監禁に抗議したことにはなりません。

ホ、監禁者とは誠意を持って接し、相手を怒らせないようにすることが重要ですが、相手に屈しないようにして下さい。また、犯人と友好的な関係を築き上げることも大切で、自分に有利な方向に活用するようにして下さい。この際、政治的な話題、イデオロギー的な話題は避けた方が賢明です。

ヘ、監禁中は犯人の特徴及び監禁場所の様子を細かく観察することは、解放後に犯人逮捕の一助となります。(例えば周囲の音等)

<2>緊急事態対策マニュアル

緊急事態とは暴動、内乱、戦争、大きな自然災害等が発生し、緊急避難や更には国外への脱出、引き揚げ等を検討あるいは実施する必要がある事態を指します。当地においては、そういう事態が発生する可能性は少ないと思いますが、予め様々な場合に備えて心の準備をしておくことは大切です。

万一こういう事態が生じれば、大使館としては渡航自粛要請、在留邦人の任意退避、一時退避、退去脱出の勧告、そのための援助等を行なうことになります。

1. 平素からの準備

(1) 備蓄等について

イ、旅券の保管等

在留邦人は外国人登録書を携帯していれば旅券を常時携帯する必要はありませんので、各世帯主等が家族の旅券を自宅又は所属会社、あるいは駐在員事務所に一括保管して、いつでも取り出せるようにしておいて下さい。但し、家族全員が旅券の保管場所を承知しておくことは当然の事です。

なお、大使館との相互連絡のため、法的に義務付けられている、当国到着時の在留届の提出及び帰国時の連絡を励行して下さい。

ロ、食料・飲料水

飲料水及び米、調味料、缶詰、チョコレート、ビスケット等の保存食品を、一週間分程度を目安に備蓄しておく。

ハ、医薬品

常備薬のほか、衛生状態の悪化に備え、ヨードチンキ(水の殺菌に使用)、消化器関係内服薬、サルファ剤、抗生物質等

ニ、燃料、照明等

燃料用ガス、コンロ、マッチ、ライター、懐中電灯、蠟燭、携帯ラジオ、電池等

ホ、現金

一週間程度生活できる現地通貨及びドル通貨

ヘ、衣類

寒暑に耐え得るもの。

ト. その他

水筒、洗面具、タオル、チリ紙、ナイフ、簡易食器、毛布等

(2) 自動車

イ. 日頃から十分に整備しておく。

ロ. 燃料は常時半分以上入れておく。

2. 緊急事態発生時の心構え及び対処要領

(1) 心構え

在留邦人相互の緊密な連絡、ラジオ・テレビの聴取（過去、NHK国際放送が最終的な連絡・指示手段になったことがあります）、大使館への問い合わせ等により、正確な情報を把握するように努めて下さい。

平静を保ち、群衆心理に巻き込まれることのないようにする事が肝要です。

(2) 大使館への通報等

入手した情報のうち、邦人社会一般に知らせる必要があると判断された場合は、随時大使館へ通報して下さい。大使館への連絡が困難な場合は、JICA、日系人協会に通報して下さい。

また、自己又は他の在留邦人の生命、身体、財産等に危害が及び、若しくは及ぶ恐れのある場合は、所轄の警察署に通報して救護を依頼するとともに、迅速に大使館へ通報して下さい。

(3) 緊急避難

緊急避難に至るには三つの段階があります。

イ. 情報分析段階

戦争、内乱、暴動又は大規模災害等の緊急事態が発生し、又は発生する恐れがある場合、大使館は情報収集を行い、在留邦人、JICA、日系人協会と緊密な連絡を保ちつつ、情報分析及び対策を策定し、連絡網を通じ在留邦人各位に的確な情報及び対策等につき通報できるよう最大限の努力をいたします。不安から外出したり、窓から状況を確認するようなことは避ける方が賢明です。

邦人各位におかれましては、緊急避難の場合を想定し、将来の指示に備えて下さい。事態が悪化すれば次の段階に移行します。

ロ. 待機段階

大使館が緊急避難の実施を決定した場合は、その旨を連絡網を通じ邦人各位に連絡いたします。この段階では、緊急避難のための準備は即座に完了するようになっていなければならず、いつでも移動できる状態にしておかなければなりません。

ハ. 移動段階

大使館から移動の指示があった場合は、準備した品物を可能な限り携行し、速やかに以下の場所へ移動してください。

(1) 大使館事務所 TEL 242-6866

Avenida das Nacoes, Lote 39, SES

(2) 大使公邸 TEL 243-5018

Avenida das Nacoes, Lote 39, SES

(3) その他外国公館、大使館が指定するホテル等

(4) 事前の緊急避難又は引き揚げ

各自又は派遣元の会社等の判断により、事前に緊急避難又は本邦への引き揚げを行なう場合は、速やかにその旨を大使館へ連絡して下さい。

3. 在留邦人用緊急時連絡先

(1) 大使館関係

大使館事務所 TEL 242-6866

(2) 警察関係

警察 (緊急) TEL 190
市警第一分署 (ASA SUL 地区担当) TEL 245-1567
市警第二分署 (ASA NORTE 地区担当) TEL 273-0101
市警第十分署 (ASA SUL 地区担当) TEL 248-6570
軍警察 RIO BRANCO 隊 (外交団公館及び宿舎警備担当) TEL 248-2020
火事 TEL 193

(3)病院関係

救急車 TEL 192
HOSPITAL DAS FORÇAS ARMADAS TEL 215-7171
(住所:ESTRADA CONTORNO DO BOSQUE,AREA ESPECIAL SEM NUMERO CRUZERO NOVO)
SANTA LUCIA TEL 245-3344
(住所:SHLS AV W-3 SUL 716,CONJUNTO C)

(4)車の故障 (走行中)

AUTO SOCORRO BSB (レッカー車、24時間) TEL 274-8001, 272-0245
TOURING CLUB BRASIL (会員のみ、24時間) TEL 242-0405

KAN00010 ●クリチバ「防犯の手引き」
防犯の手引き

在クリチバ日本国総領事館
1992年10月1日

目次

はじめに

<1>一般防犯対策

1一般犯罪の特徴

- (1) 治安状況の悪化
- (2) 犯罪形態

2犯罪被害にあわないための一般的注意事項

- (1) 歩行中における留意事項
- (2) 自動車に係わる留意事項
- (3) バスにおける留意事項
- (4) タクシーにおける留意事項
- (5) 銀行における留意事項
- (6) 家庭における留意事項
- (7) その他の留意事項

3緊急時の連絡先

4日本国旅券盗難時の措置

<2>誘拐・テロ対策

1一般的留意事項

- (1) 家庭における安全対策
- (2) 勤務先での安全対策
- (3) 外出時の安全対策

2車で走行中に襲われたときの対策

- (1) 2台の車に進路をブロックされた時
- (2) 2台の車に追跡され追いつかれた場合
- (3) 拳銃等武器を持っている者に追跡された場合
- (4) 前方又は斜めより発砲された場合

3誘拐された時の心得及び誘拐事件に備えて

- (1) 誘拐された時の心得
- (2) 誘拐事件に備えて

はじめに

当地在留邦人の安全確保は、ブラジル政府が第一義的に責任を負っており、当地で邦人が事件・事故に巻き込まれた場合、総領事館は邦人保護の観点から必要な援助措置をとることとなりますが、事件・事故の処理は捜査を含めて当国の主権のもとに、当国政府の責任で処理されることとなります。

従いまして、常日頃から皆様御自身が安全対策に関する問題意識をもつとともに、当地在留に伴う相応の自助努力が当然求められることとなります。

<1>一般的防犯対策

1一般犯罪の特徴

- (1) 治安状況の悪化

ブラジルにおいては不況の長期化、失業者の増加、インフレの昂進によって一般庶民、特に貧困者層の生活が、日を逐って窮乏していることから、浮浪者が増え、一般的治安状況が悪化している。

パラナ州の治安については、大都市であるサン・パウロ、リオ・デ・ジャネイロ等の地域に比べるとそれ程目立って報道されてはいませんが、同州は、パラグアイとサン・パウロ州にそれぞれ隣接していることもあり、各種の犯罪が相次いで発生しており、十分注意する必要があります。

(2) 犯罪形態

空港・ホテル等での置き引き、ひったくり、スリ、強盗、家宅侵入、殺人等。

(1) ひったくり (強盗)

歩行中、すれ違いざまに腕時計やネックレスをひったくられるものから、大金を払い戻してからの途中、ひったくられるものまで様々であるが、抵抗したところ殴打されたり、銃を突き付けられたりすることもある。

(2) スリ

バスの中及びバス停、映画館、スーパーマーケットなど混雑するところで多く発生し、ポケットやバッグを刃物で切ってスリ取る手口が多い。

(3) 置き引き

数人のグループによる犯行が多く、特に空港やホテルでチェック・イン待ちをしている時等のちょっとした隙を狙って行われる。また、一人が何か話しかける、マスタード等を背中にかけて注意を促す等の気を引くような行為をしている間に、他の者が所持品を持ち去るという常套手段も多い。

2 犯罪被害にあわないための一般的注意事項

(1) 歩行中における留意事項

(1) 華美な洋服等を着ていると犯罪者の格好な標的となってしまうので、外出するときは体裁を気にせずラフな服装をする。

(2) 外出中は不審な者がいないか、不審な者が後をつけていないか等、常に周囲に気を配る。

(3) ハンドバッグ、ショルダーバッグ等を持って歩く時は、なるべく胸のところで抱える。

(4) ズボンの尻のポケットやバッグの外側のポケット等人目につくところに財布や貴重品を入れない。

(5) 馴々しい人の誘いや甘い誘いはきっぱり断わる。

(6) 夜間の一人歩きや閑静な場所を歩くことは非常に危険である。

(2) 自動車に係わる留意事項

(1) 車には必ず盗難防止装置を付ける。

(2) 自動車に乗り込む時や降りる時は、必ず周囲の安全を確認する。

(3) 自動車運転中は、不審な車両が追尾していないか後方を確認しながら運転する。

(4) 交差点で信号待ちの車は強盗に狙われやすいので、信号待ちする時は車のドアをロックし、窓を閉めた方が安全である。また、危険を避けるため急発進できるように車間距離を保つようにする。

(5) 自家用車は、なるべく路上に止めずに駐車場に入れる。また、時間の長短に関係なく必ずドアロックし、車内に物を放置しない。

(6) タイヤがパンクした場合は、最寄りのガソリンスタンドに入るか、又は安全と思われる場所まで行った上で交換する。

(7) 後方車等に追突された場合等事故に遭った時は、相手の動静が確認できるまで降りない(盗難車をわざと追突させ、相手方の精神的動揺に乗じて金品を強奪する例がある)。

(8) 夜間は、信号が赤であっても車強盗を防ぐため、左右を確認した上で通り抜ける。

(3) バスにおける留意事項

- (1) 貴重品や高価なものを持ってバスに乗車しない。また、財布を入れているところ等に神経を配り、スリに遭わないようにする。
- (2) 必要以外には乗降口に立たない。

(4) タクシーにおける留意事項

- (1) タクシーに乗った時、運転手が料金メーターを倒したかどうかを確認する。
- (2) 料金の支払は、必ずタクシーの中で済ませ、降りてからのやり取りはしない。
- (3) タクシーを降りる時は釣り銭や財布を手を持って降りない。

(5) 銀行における留意事項

- (1) 特定の曜日、時間帯に銀行に出入りすることは標的となる危険性が高いので、その都度時間帯等を変えることが望ましい。
- (2) 銀行から出てきた後が特に犯罪被害に遭いやすいので、家等に帰り着くまでは細心の注意を払う。

(6) 家庭における留意事項

- (1) 自宅に誰かが尋ねてきた場合は、相手の身元を十分確認すること。また、玄関のドア一等には必ず覗き穴及びチェーンロックを設置する。
- (2) 隣人とは良好な関係を保ち、万一の場合に備え、緊急時の合図や連絡方法を決めておくのも一案である。
- (3) 女中は、出来るだけ信頼できる人の紹介を経た、身元の確かな信用できる者を選ぶ。また、採用に当っては、氏名、生年月日、身分証明証番号、現住所、連絡先等を確認する。
- (4) 鍵は、信用ある女中といえどもみだりに与えたり、預けたりしない。また、旅行する場合にも、出来るかぎり女中に日程等を教えない。
- (5) 女中とは、常に良好なコミュニケーションを維持しておく。
- (6) 現金や貴重品等をしまい忘れると女中を犯罪へ誘うことにもなりかねないので注意する。

(7) その他の留意事項

- (1) 人前で現金をちらつかせないこと。また、買物に行く時は、必要以上の現金や貴重品を持たない。但し、ある程度の現金は常に身に着けるようにしておく、取るものがないのに腹を立てた強盗から無用の暴行を受けずに済むことがある。
- (2) 強盗に遭った場合は、抵抗せず相手の言うとおりにした方が無難である。一寸でも変な態度をとると相手は容赦なく拳銃を発砲する等してくることを忘れてはならない。また、自分から背広のポケットなどに手を入れて財布や現金を取り出さない。
- (3) 多額の現金を持って歩かざるを得ない場合は、その現金を一ヶ所ではなく分散して所持する。
- (4) 外出する時は、親しい友人或いは同僚、緊急連絡先等の電話番号を記したメモを携帯するとともに電話コインも必ず持って出かける。
- (5) 外出中に事故に巻き込まれた場合や意識を失った場合に備えて、氏名、住所、緊急連絡先、血液型を記入したカード等を携帯し外出した方が良い。

3 緊急時の連絡先

- 警察 tel. 190
- 交通事故処理 tel. 194
- 救急車 tel. 192
- 消防署 tel. 193

○在クリチバ総領事館

tel.(041)224-3861

住所：Rua Marechal Deodoro 630, Edificio CCI, 18 andar Curitiba Parana

4 日本国旅券盗難時の措置

本邦旅行者等が不幸にして旅券が盗難にあった場合、直ちに最寄りの警察署 (Policia Civil)に届出の上、盗難証明書を受領し、総領事館領事班に再発給申請して下さい。

申請には、当該盗難証明のほか

○身分を公的に証明するもの (運転免許証等写真付きのもの)

○写真 (5×5 cm大) 3枚

を必要とします。

万が一のために、予め旅券はコピーしておくとともに、上記身分証明証・予備の写真等は、旅券と同一機会に盗まれることの無いよう、別な場所に保管しておくのが万全かと思われまます。

<2>誘拐・テロ対策

1 一般的留意事項

(1) 家庭における安全対策

- (1) 毎週同じ曜日、同じ時刻に買物に出かけない。
- (2) 子供がいる家庭では、学校への送迎時間が大概決まっているので特に注意を要する。
- (3) 学校に家族以外の者が子女を迎えに行く場合は、指定された者にのみ子女が引き渡されるよう、学校関係者と予め手続きを定めておくべきである。
- (4) 子女に対しては、集団で行動すること、見知らぬ者に車に乗るよう誘われても断わること、出掛ける時は時間と場所を親に知らせておくよう、よく言い聞かせておく。
- (5) 家族の所在はいつでも知っておく。それぞれが普段の予定より遅れる場合は必ず電話を入れる。
- (6) 知らない人には家族の外出状況を教えない。
- (7) 近所をうろついている見知らぬ人物には、警戒心を持つ。特に、家の周辺を偵察しているように思われる人物、車には気を付ける。
- (8) 近所に駐車している車があり、1人かそれ以上の人物が特に何をするというのではなく、ただ乗っているだけの場合は警戒する。
- (9) 住宅の電話番号は電話帳に載せない。
- (10) 間違い電話の時は「電話番号が違います」とだけ言って電話を切る。電話番号を聞かれた時は、「何番にお掛けですか」と逆に問い、当方の電話番号、住所、名前を相手に言わない。
- (11) 女中には、主人及びその家族のこと、主人の職業、家の構造等を他の人には話さないよう注意する。また、女中の家族構成、交友関係をチェックする。
- (12) 予期しない小包は受け取らない。この種の物は常に疑いの目を持って取り扱う。

(2) 勤務先での安全対策

- (1) 可能な限り、警備員を雇用し来訪者のチェック、巡回を行わせる。
- (2) 訪問者に事務所内を勝手に歩き回らせない。
- (3) 掃除人は、身元がしっかりした者を雇い、掃除も監視の下で行わせる。
- (4) 従業員の身元、交友関係等を定期的にチェックする。
- (5) 外出する時或いは退社する時は、キャビネット等に必ず鍵をかけると共に重要書類を机上等に放置しない。
- (6) 役員の外出入や所在を訪問者に明らかにしない。
- (7) 電話をかけてきた人物に会社役員の名前や居場所、自宅住所、電話番号等について聞かれた場合は、上司の許可を得てから答える。

- (8) 会社の名簿には、配布が厳重にされている場合を除き、自宅の住所、電話番号等を載せない。
- (9) 会社内の出来事や役員の間、同僚の行動等については、むやみに話さない。
- (10) 出張、私事旅行計画等はなるべく信用のおける少数の者しか教えない。
- (11) 本社役員等の当地訪問についての新聞発表はなるべく避ける。
- (12) パーティ等に出席する者のリストは公表しない。また、役員の写真は可能な限り撮らせない。
- (13) 誰もいない時間帯に事務所へなるべく行かない。
- (14) 出退社の時間、道順は一定にしない。
- (15) 同じレストランばかり利用しない。
- (16) 配達された郵便物等には注意を払う。次の場合には危険物の可能性もあるので、特に注意する。
 - ・小さな郵便物にも拘らず、重量がある
 - ・弾力性がある
 - ・ワイヤーか紐が突き出ていたり、取付けられている
 - ・変な臭いがする
 - ・バランスがとれていない
 - ・カード等の材料で中を固めてある物

(3) 外出時の安全対策

- (1) 社用車が数台ある場合、使用者を特定しない。なお、車両は常に監視下におく。
- (2) ガソリン、エンジンオイル、ラジエーターの水の量は常に点検し、走行途中に切れることがないように注意する。
- (3) 駐車してあった車を発進させる際には、運転手にその都度爆発物が仕掛けられていないか入念に調べさせ（マフラーのパイプ、フェンダーの内側、後部座席等）、ブレーキ及びエンジンの作動を確認し、異常がないと判るまで車に近づかないようにすることが望ましい。
- (4) 自宅、事務所を出る前に必ず周囲の状況を確認してから出る。
- (5) 淋しい道は避けて交通量の多い道を走る。
- (6) 常に不審な追尾車・オートバイがないかどうか確認しながら運転する。
- (7) 運転している時は、前の車両が急停車してもその脇を通り抜けられるように車間距離を十分保ち、また、出来るだけ道路の真中（車線）を走る。
- (8) ヒッチハイカーを見ても車を停めない。また、道路で騒ぎがあっても停めて見ない。
- (9) 道路に停めてある車等に注意する。もし、数人の男が乗っているようなら、なるべく避けて全速力で走り抜ける。
- (10) 夜遅くからの外出は避け、暗くなってから辺鄙な所や田舎等には行かない。
- (11) 運転手に対しては、運転している時も駐車している時も常に周囲の状況の監視を怠らず、あらゆる現象から誘拐犯罪が行われそうであるということを早めに察知するように教育する。
- (12) 警察、病院、消防署、軍等の建物の位置を知っておくこと。開いている時間はいつか、また、24時間体制の所はどこかを確認する。これらの施設は、通常の移動経路における避難場所となり得る。

2車で走行中に襲われたときの対策

- (1) 2台の車に進路をブロックされた時
 - (1) この様な場合には、停車、後退せずに相手に向かって行くべきである。従って、減速せずに急加速して右又は左の障害車のどちらかに自分の車を追突させる。この方法によって逆に相手側に動揺を与えるとともに、衝突によって障害車を排除することが出来る。そのためには真正面より衝突するのではなく斜めに衝突するのが有効である。この時重要なのは逃げ道を実際に作れるか否かであるため、かなり加速しなければならない。衝突の際

しては、方向を失わないようにハンドルをしっかりと握る。

(2) 夜間襲われた場合は、前照灯を上げて相手側に目くらみ及び不安を与え、その間の相手側の行動を遅らせる。当方は出来る限り敏速に行動し、最も近い車に前述の如く衝突させる。衝突を恐れるのが普通であるが、意識して衝突する時は案外安全なものである。

(3) ブロックされている所まで距離がある場合は、急停車、後退又はUターンして何らかの方法にて逃げることを考える。また、ブロックしている車のどちらかに歩道等がある時は、それを乗り越えても逃げ道を確保することである。

(2) 2台の車に追跡され追い付かれた場合

まず、逃げるように見せかけるために直ちに急加速し、その直後急ブレーキをかけ、更に追突を避けるために左右にハンドルを切るか、又はUターンをし、追跡車を追い越させる。

(3) 拳銃等武器を持っている者に追跡された場合

(1) 最も効果的な方法の一つは、急ブレーキをかけて相手側に追突させることである。当方はトランクを損傷するが、相手側の車は操縦部及びエンジン部を損傷するので、衝突後の逃げ切りには有利である。ただし、衝突時に起きるむち打ち症を防止するため後頭部を座席の背もたれに定着させる。

(2) 追跡され平行に並んだ時が停止を命じてくる瞬間であるが、その時それを無視して直ちに接触又は衝突を図るため左右へ急ハンドル、急ブレーキをかける。これは相手側を動揺させ、同時に物的或いは肉体的損害を与える結果が得られる。また、急ブレーキ、急ハンドル、接触、衝突は多くの者の注意を引き付け、証人を得ることもできる。衝突に際しては相手の車を転倒させることまで考慮する。

(4) 前方又は斜めより発砲された場合

左右に急ハンドル、急ブレーキ、急発進を行い、相手側に発砲のチャンスを与えない。最も効果的な方法は、相手側の車に直接衝突することである。

3 誘拐された時の心得及び誘拐事件に備えて

(1) 誘拐された時の心得

(1) 捕らえられて孤独な状況におかれても、家族、関係者、所在地当局、我が国官民等多くの人々が一体となって安全な救出に努力していることを忘れずに、苦しい拘禁生活の下でも常に冷静沈着を心掛け、情勢を有利に導くよう努める。

(2) 犯人は、一見、理性的で分別のある人柄に見えても、決してノーマルな行動をすると考えてはならない。

(3) 犯人の指示には出来るだけ従い、挑発したり、無用の刺激を与えないようにし、肉体的争いは絶対にしない。

(4) 一般的に言って、逃走のチャンスはないと思わなければならない。注意深く計算して逃走成功の成算がある場合以外は逃走を図らない。

(5) 家族、友人、会社のことは出来るだけ話さない。

(6) 連行される際は、移動時間、方向、速度、距離を記憶し、道標、臭、声、音を含む全ての外界の動きに注意する。

(7) 犯人の容貌、性格、動作や言葉の特徴に注意する。

(8) 犯人とある種の相互理解の雰囲気を作ると有利なことがある。

(2) 誘拐事件に備えて

(1) 普段から自分の身元を明らかにする必要書類（旅券、保険関係書類、在日の連絡先リスト等）及び医療関係記録（病歴、血液型、持病、常用薬名とその入手先、係り付けの医師名等）を整理し、これらの所在を同僚、家族に分かるようにしておく。

(2) 特に身代金支払問題については、相談或いは委任する人物を定め、その旨を限られた

同僚、家族に知らせておく。

(3) 会社役員全員の写真を数枚と特徴をファイルしておく。

防犯の手引

1992年10月
在サンパウロ日本国総領事館

サン・パウロは近年、経済情勢の悪化、社会的諸問題等により治安の悪化に直面しております。世界で最も治安の良い日本からサン・パウロに来られた皆さんの中には、治安状態の急変に戸惑ったり不安を感じられる方もあろうか思います。

ところで、私共は皆さんからサン・パウロにおいてどの様にしたら犯罪被害にあわないかとの質問を受けることがあります。犯罪被害にあわないようにするためには、日常生活上常に周辺に神経を配って、犯罪者がつけいる隙を作らないことと、当地の犯罪発生状況、犯罪者の犯行手口等を予め知り、自分なりに防衛のポイントをつかんだ上で、それを日頃実践することです。すなわち、自分の身は自分で守らなければならないということです。また、万一不幸にも強盗におそわれたらどう対処したらよいかとの質問も受けませんが、これは相手の言うなりになるしか方法はありません。強盗の殆どがけん銃を所持しており、被害者が一寸もおかしな態度をとると容赦なく発砲します。金品は再び手に入れることができますが、自分の生命は二度と手に入れることができないということを肝に銘ずべきです。

また最近コロンビアにおいて東芝の社員2名が誘拐され、約4カ月の間解放されなかった事件がありました。また当地においても、昭和45年に当時の総領事がブラジルの極左暴力集団の一派に帰郷の途次誘拐されるという事件が発生しております。当地は、最近、政治的色彩を帯びた誘拐事件は起きておりませんが、身代金目当ての営利誘拐事件は頻発に発生し、何時この種の犯罪被害に遭遇するかわかりません。従って、誘拐に対する警戒も常日頃怠ることはできません。

そこで、今般、私共は皆さんがサン・パウロにおいて安全な生活を送るための一助となるようサン・パウロにおける最近の犯罪被害例及び被害にあわれないための留意事項並びに誘拐・テロ対策について記した「防犯の手引」を作成しました。是非本冊子を一読されご自身及び家族の安全確保に努められるよう希望致します。

平成4年2月
在サン・パウロ日本国総領事

目次

はじめに

第1章 一般防犯対策

第1節 サン・パウロにおける最近の犯罪被害例

1. 歩行中における犯罪被害
2. 自家用乗用車中に係る犯罪被害
3. バス・地下鉄における犯罪被害
4. タクシーにおける犯罪被害
5. 銀行における犯罪被害
6. 家庭における犯罪被害
7. その他の犯罪被害

第2節 犯罪の被害にあわれないための一般的留意事項

1. 歩行中における留意
2. 自動車に係わる留意事項
3. バス・地下鉄における留意事項

4. タクシーにおける留意事項
 5. 銀行における留意事項
 6. 家庭における留意事項
 7. その他の留意事項
- 第2章 誘拐・テロ対策
- 第1節 一般的留意事項
1. 家庭における安全対策
 2. 勤務先での安全対策
 3. 外出時の安全対策
 4. 運転手に対する教育
 5. 女中に対する教育
- 第2節 車で走行中に襲われた時の対策
1. 2台の車に進路をブロックされた時
 2. 2台の車に追跡され追いつかれた場合
 3. けん銃等武器を持っている者に追跡された場合
 4. 前方又は斜目より発砲された場合
 5. 相手側の車を破壊・損傷させるための車の扱い方
- 第3節 誘拐された時の心得及び誘拐事件に備えて
1. 誘拐された時の心得
 2. 誘拐事件に備えて

はじめに

私達の安全確保は、ブラジル政府が第一義的責任を負っていますので、警察等との連絡について常日頃留意することが大切です。

また、総領事館を始め、会社の同僚、親しい友人同士との緊急連絡網を確立するとともに、現地住民との友好的関係維持に努めることが肝要です。

私達は、常日頃から治安関係情報の収集に努めるとともに防犯対策をととのえて犯罪発生を防止し、更に緊急事態発生時の対策を整えておく必要があります。

第1章 一般防犯対策

サンパウロでは凶悪犯、粗暴犯、窃盗犯等の各種犯罪が市内全域で昼夜を問わず発生しております。特に殺人事件は、サンパウロだけでも日本全体の2倍以上の発生をみており、まさしく世界有数の「犯罪都市サンパウロ」を裏付けております。しかしながら、いかに治安が悪くとも私達は当地サンパウロで生活して行かなければなりませんので、常日頃の防犯につき自分自身で積極的に心掛けて行く必要があります。

第1節 サンパウロにおける最近の犯罪被害例

犯罪被害例を以下に掲げましたが、これらの事例は氷山の一角に過ぎないと思います。しかし、概ねこの種の犯罪被害が多く発生していることを認識して下さい。

1. 歩行中における犯罪被害

(1) 繁華街を歩行中後方から何者かによって路上に押し倒された上、瞬時にして数人の少年らにハンドバッグ、腕時計等をひったくられた。

(2) 道路を横断するため信号待ちをしていたところ、数人の男に取り囲まれ脅迫された上、現金等を奪われた。

(3) 夕刻バスを降りて徒歩で自宅に帰る途中、突然2人組の強盗に襲われたため、抵抗したところナイフで喉を突き刺され殺害された。

(4) 帰宅途中の午後11時頃、後方から走って来た男にバッグを奪われたため追跡したところ、同男にけん銃で胸部を撃たれ殺害された。

2. 自家用車乗車中に係わる犯罪被害

(1) 信号待ちをしていたところ、開けていた窓から歩行中の少年にネックレスをむしとられた上、首に大怪我をした。

(2) 午後2時ころ通りに車を止めたところ、歩道上にいた2人組の男にけん銃を突付けられ「金を出せ、出さなければ殺す。」と脅迫されたため、「金はもっていない。」といながら車から降りようとしたところ、突然けん銃で腹部を撃たれ殺害された。

(3) 深夜、赤信号のため停車していたところ、3人の男が車に近寄ってきたため不審を感じ車を急発進させると、後方からけん銃で撃たれた。

(4) 車を路上に駐車しておいたところ、いつのまにかなくなっていた。

3. バス・地下鉄における犯罪被害

(1) バスに乗車中、ピストル強盗数人に襲撃され他の乗客とともに現金、腕時計等を強奪された。

(2) 地下鉄に乗りドア付近に足っていたところ、ドアが開まる寸前にホームにいた男にバッグをひったくられた。

4. タクシーにおける犯罪被害

(1) 夜タクシーに乗ったところ、遠回りされた上、更に料金メーターを倒していなかったため法外な料金を要求された。

(2) 夫人3名が夜半、パーティーの終了後、タクシーを拾って帰路につき、途中2名の夫人が酔いで下車した。

最後に一人残った夫人は、運転手に人家に疎らな所に連れ込まれ暴行を加えられた上、金品を強奪された。

5. 銀行における犯罪

(1) 銀行前を歩行中の午前10時ころ、8人組の男らが機関銃等を無差別に発砲しながら銀行を襲撃したため、その流れ弾に当たり死亡した。

(2) 銀行の営業所から地下駐車上に通じる階段を降りる途中、待ち伏せしていた男にけん銃を突きつけられ、銀行で下ろしたばかりの現金を強奪された。

6. 家庭における犯罪被害

(1) ある商店の店員と名乗る男が贈呈品を届けに来たためドアを開けたところ、けん銃を突きつけられ監禁された上、家の中を物色され現金、宝石等を奪われた。

(2) 留守中、女中が手引きした男に侵入され現金、宝石、ビデオ等が盗まれた。

(3) 独身女性が日本にいた頃と同じように、アパートのポルテイロ（門番）に対して丁寧に礼儀正しく接していたところ、これを個人的好意の表われと誤解した先方に強引に自室へ押し入れられ、暴行を受けた。

7. その他（パール、レストラン等）の犯罪被害

(1) パールで支払いのため財布の中からお金を取り出していたところ、隣の席にいた男に財布ごとひったくられた。

(2) 新聞スタンドで新聞を買おうとしてポケットからお金を取り出し数えていたところ、脇から近寄ってきた男にお金をひったくられた。

(3) 初めて入ったカラオケパーで飲酒したところ、法外な料金を要求された。

第2節 犯罪の被害にあわないための一般的留意事項

犯罪の被害にあわないための留意事項を以下に挙げますが、これらの留意事項だけ守っていれば絶対に犯罪被害にあわないという保証はありません。あくまでもこれらを参考にして、その状況に応じた適切な措置がなんであるか自ら判断するように努めて下さい。

1. 歩行中における留意事項

(1) 外出中は不審な者がいないか、不審な者が後をつけていないか等常に周囲に気を配る。

(2) 華美な洋服等を着ていると犯罪者の格好の標的となってしまうので、外出するときは体裁を気にせずラフな服装をする。

(3) ハンドバッグ、ショルダー等を持って歩く時は、なるべく胸のところで抱える。

(4) ズボンの尻のポケットやバッグの外側のポケットなど人目につくところに財布や貴重品を入れない。

(5) 外出する際は、ネックレス、イヤリング、腕輪等を身につけない方が安全である。パーティに出席するときなど必要な場合は、なるべくパーティ会場の建物に入ってからつけ、帰るときは建物を出る前にははずすという方法が良い。

(6) 大サン・パウロ市圏（サン・パウロ市及びその周辺都市）では、1日当たり17件の殺人事件、321件の窃盗事件、195件の強盗事件、184件の自動車窃・強盗事件、2件の銀行強盗事件が発生している。従って、低水準商店街や貧民街等には近寄らないようにする。

(7) 通りを歩行中誰かに時間を訪ねられた場合は、相手との間合いを保つことと、相手から目を話さないようにする。いずれにせよ日頃は取られてもよいような安時計をしている方が無難である。

(8) 酒を飲みすぎて千鳥足で歩行することは、犯罪被害にあう危険性が非常に高い。従って、外部での飲酒はほどほどにする。

(9) 馴れ馴れしい人の誘いや甘い誘いはキッパリ断わる。

(10) 夜間の1人歩きや閑静な場所を歩くことは、非常に危険である。夜間の外出は、なるべく避ける。

(11) 前方の歩行者が物を落としても親切心で拾わない方が良い。（故意に落し捨てている隙に金品を盗るケースがある。）

2. 自動車に係わる留意事項

(1) 自家用車は、なるべく路上に止めず駐車場に入れる。また、時間の長短に関係なく必ずドアロックし、車内に物を放置しない。

(2) 車には必ず盗難防止装置を付ける。

(3) 自動車に乗り込むときや自動車から降りるときは、必ず周囲の安全を確認する。

(4) 後方車両等に追突された場合等事故にあったあときは、相手の動静が確認できるまで降りない。（盗難車をわざと追突させ、相手方の精神的動揺に乗じて金品を強奪する例がある。）

(5) 自動車運転中は、不審な車両が追尾していないか後方を確認しながら運転する。

(6) タイヤがパンクした場合は、最寄りのガソリンスタンドに入るか又は安全と思われる場所（例えばガードマンが警戒しているスーパーの駐車場等）まで行った上交換する。ファベラ（貧民窟）近くでパンクした場合には直ちに停車することなく、そのまま前進し、出来るだけファベラから離れてから停車する。

(7) 交差点で信号待ち中の車に対する強盗事件が多発しているのので、信号待ちするときは、車のドアをロックし、窓を閉めた方が安全である。また危険を避けるため急発進できるよう車間距離を保つようにする。

夜間信号が赤であっても車強盗を防ぐため左右を確認した上で通り抜ける。

3. バス・地下鉄における留意事項

(1) バス・地下鉄に乗車した際、空いているからといって安心せず、ハンドバッグ等は胸のところで抱える。また、財布を入れているところ等に神経を集中させスリにあわないようにする。

(2) 必要以外には乗降口に立たない。

(3) 貴重品や高価な品物を持ってバス・地下鉄に乗車しない。

(4) 乗車中は、なるべく居眠りしない。

4. タクシーにおける留意事項

(1) 流しのタクシーよりも料金が割高なRadioタクシーを利用する方がより安全である。

(2) タクシー料金の支払いは、必ずタクシーの中で済ませ、タクシーを降りてからのやりとりはしない。

(3) タクシーを降りるときは、つり銭や財布を手を持って降りない。

(4) タクシーに乗ったときは、運転手が料金メーターを倒したかどうかを必ず確認する。

(5) 運転手が故意に遠回りすることもあるので、乗車中は常に道順を確認する。

(6) 女性一人だけのタクシー乗車はできるだけ避ける。

5. 銀行における留意事項

(1) 銀行へ行く場合は、なるべく短時間で用事が済むように心掛ける。もし、銀行に強盗が押し入ってきたときは、逃走を図ったり、大声を発したりすることはせず、無抵抗の方が安全である(逃げられるチャンスがあれば別であるが、その可能性はほとんどない。)また、ピストル等を乱射しながら銀行内に押し入ってきたときは、その時の状況によるが直ちに床に伏せた方が安全である。

(2) 銀行強盗の多くは、まず最初にガードマンを制圧又は殺害する。従って、ガードマンの近くは危険であるのでなるべく近寄らない。

(3) 銀行から出てきた後が特に犯罪被害にあいやすいので、家等に帰りつくまでは細心の注意を払う。

(4) 常に特定の曜日、時間帯に銀行に出入りすることは標的となる危険性が高いため、その都度時間帯等を変えることが望ましい。

6. 家庭における留意事項

(1) 自宅に誰か訪ねてきた場合は、相手の身元を十分確認すること。また、玄関のドアには必ずのぞき穴及び鎖錠を設置する。

(2) アパート等に入居した際、ドアの鍵の全部取り替えることが望ましい。

(3) アパートに入居している者は、注文品、花、手紙などの配達物はなるべく管理人を通じて受け取る。

(4) 鍵は、信用ある女中といえどもみだりに与えたり、預けたりしない。

(5) 外出するときは、必ず戸締まりとガスの元栓を確認する。

(6) 隣人とは良好な関係を保ち、万一の場合に備え、緊急時の合図や連絡方法を決めておくのも一案である。

7. その他の留意事項

(1) 両手に袋やバッグを下げて歩くことは非常に危険である。特に買物をするときは品物の量に配慮する。

(2) 人前で現金をちらつかせないこと。また買物をするときは事前に検討し、必要な分だけお金を持って行くこと。

(3) 当地の警察官は、給料が低く、また社会階層の低い者もなっているためか、警察官による犯罪が非常に多いといわれている。

従って制服姿の警察官だからといっても安心は禁物。

(4) 強盗にあった場合は、抵抗せず相手のいう通りにした方が無難である。一寸でも変な態度をとると相手は容赦なくけん銃を発砲して来ることを忘れてはならない。ただし、自分から背広のポケット等に手を入れて財布、現金と取り出さない。(財布等がある場所をゆっくり指で差し示し、相手に取り出させる)

(5) 強盗に襲われた際、相手が子供だからといって安心しない。

(6) 外出するときは、親しい友人あるいは同僚の電話番号を記したメモを携行するとともに電話コインも必ず持って出かける。

(7) 外出中に事故に巻き込まれた場合や意識を失った場合に備えて、姓名、住所、緊急連絡先、血液型を記入したカード等を携帯し外出した方が良い。

第2章 誘拐、テロ対策

最近当地においても身代金誘拐事件が多発する兆しがあります。特に昨年10月11日に当地インドウスクレット銀行取締役が運転手付きのメルセデスベンツで帰宅途中、サンパウロ市中心街において6人組・男により誘拐され、身代金2億クルゼイロを支払った上、16日目の同年10月26日に釈放されたという事件は、市民の反響を呼び起こしました。従って、今一度当地におけるこれまでの生活行動等を振り返り、改めるべきことは改め、誘拐、テロに対する警戒を強める必要があります。

なお、この章では第1章第2節の「犯罪被害にあわないための一般的留意事項」と重複する留意事項がありますが、一般犯罪にしても誘拐、テロ事件にしても、犯罪から身を守るということでは共通している点が多いからです。

第1節 一般的留意事項

1. 家庭における安全対策

(1) 訪問者があった場合は、その人物の身元がハッキリしない限りドアは開けない。玄関ドアにはのぞき穴、チェーン錠を必ずつける。錠は家族の者だけ持ち女中等には渡さない。

(2) 近所をうろついている身知らぬ人物には、常に警戒心を持つ。

特に、家の周辺を偵察しているように思われる人物、車には気をつける。

(3) 近所に駐車している車があり、1人かそれ以上の人物が特に何をするというのではなく乗っている車には警戒する。

(4) 知らない人には家族の外出状況を教えない。

(5) 予期しない小包は受けとらない。この種の物は常に疑いの目をもって取扱う。

(6) 家族の所在はいつも知っておくこと。それぞれが普段の予定より遅れることがあれば、必ず電話を入れる。

(7) 毎週同じ曜日、同じ時刻に買物に出かけない。

(8) 子供がいる家庭では、子供の送迎時間が概決まっているので、特に注意を要する。

(9) 毎週同じ曜日の夜に外食しない。また、なるべく同じレストランでの食事は避ける。

(10) 住宅の電話番号は電話帳にのせない。

2. 勤務先での安全対策

(1) 従業員の身元、交友関係等を定期的チェックする。

(2) 警備員を雇用し来訪者のチェック、巡回を行わせる。

(3) 定期的な安全に関するブリーフィングを行う。また、警備担当者を決め◎警備員に対する教育・訓練◎運転手に対する教育・訓練◎電話交換手・秘書に対する教育・訓練を行わせる。

(4) 外出するときあるいは退社するときは、キャビネット等に必ず鍵をけるとともに重要書類を机の上に放置しない。

(5) 掃除人は、身元がしっかりした者を雇用し、掃除も監視下のもとで行わせる。

(6) 訪問者に事務所内を勝手に歩き回らせない。

(7) 役員の外出入や所在を訪問者に明らかにしない。(本社役員の訪問も同じ。)

(8) 勤務先の周辺をうろくつ人物及び勤務先前又は付近に駐車してある車には十分注意

する。

(9) 所有者や出所不明の小包等が事務所内その周辺に置いてあった場合は、手を触れずに警備担当者に連絡する。従って、常日頃から事務所内の整理・整頓に心掛ける。

(10) 会社内の出来事や役員の動静、同僚の行動等については、むやみに話さない。(特に役員の出張、私事旅行計画。)

(11) 電話をかけてきた人物に、会社役員の名前や居場所、又は、私宅住所、電話番号等について聞かれた場合、上司の許可を得てから答える。

(12) 盗聴器等が仕掛けられている可能性があるので、定期的に事務所内をチェックする。

(13) なるべく誰もいない時間帯に事務所へ行かない。

(14) 出、退社の時間、道順は一定にしない。

(15) 出張、私事旅行計画等はなるべく小人数の者しか教えない。また、出張、私事旅行計画に関する書類等は机の上に出したままにしておかないこと。電話での出張、私事旅行の話し合いは避ける。

(16) 本社役員等の当地訪問についての新聞発表はなるべく避ける。

(17) パーティー等に出席する者のリストは公表しない。また、役員の写真は可能なかぎり撮らせない。

(18) 同じレストランばかり利用しない。

(19) 配達された郵便物には注意を払う。次の場合には特に注意する。

・小さな郵便物にもかかわらず重量がある。

・弾力性がある。

・ワイヤーかひもが突き出ている、取付けられている。

・変な臭いがする。

・バランスがとれていない。

・カード等の材料で中を堅めてある物。

・不審な郵便物に誤って水などをこぼさないこと。

3. 外出時の安全対策

(1) 社用車が数台ある場合は使用者を特定しない。なお、車庫は常に監視下におく。

(2) 駐車してあった車を発進させる際には、運転手にその都度爆発物が仕掛けられたくないか入念に調べさせ(マフラーのパイプ、フェンダーの内側、後部座席等)ブレーキ及びエンジンの作動を確認し異常がないと確認されるまで車に近づかないようにすることが望ましい。自ら運転する場合もその都度点検する。

(3) 時間の長短にかかわらず、車を駐車するときは必ずドアロックをすること(できるだけ路上駐車はしない、)。

(4) 常に不審な追尾車・オートバイがないかどうか確認しながら運転する。

(5) ガソリン、エンジンオイル、ラジエーターの水の量は常に点検し、走行途中で切れることがないように注意する。

(6) 夜遅くからの外出は避ける。必要なら最低2人一組になって外出する。また、暗くなってから辺りな所や田舎等に行かない。

(7) 道路工事などがあれば徐行したり、車を止めたりしなくてはならないので、道路状況の情報収集に努める。

(8) 信号機の多い道路、渋滞しやすい道路は避ける。

(9) ヒッチハイカーをみても車を止めない。また、道路で騒ぎがあっても停めてみない。

(10) 運転中考えごとをしたり、カーラジオを聞いたり、同乗車と話をしたりして我を忘れない。運転手に運転させている場合でも、運転手にまかできりではなく自分も警戒心をもつ。

また、乗車中の読書等はなるべく避ける。

(11) 道路に止めてある車やトラックに注意する。もし、数人の男が乗っているようなら

、なるべく避けて全速力で走りぬける。

(12) 運転しているときは車間距離を十分たもち、前の車が急停車してもその脇を通りぬけられるようにする。また、できるだけ道路の真中（車線）を走る。

(13) 自宅、事務所を出る前に、必ず周囲の状況を確認してから出る。

(14) 判でおしたような出社、帰宅、外出はしない、道順も一定しない。

(15) 淋しい道は避け交通量の多い道を走る。危険な地域、用のない地域に入らない。

(16) 車を発進する前に、周囲に釘などのとがった物が無いか、前方に障害物がないかを確かめる。

4. 運転手に対する教育

運転している時も停・駐車している時も、常に周囲の状況の監視を怠らず、あらゆる現象から誘拐犯罪が行われそうであるということを目に察知するように教育する。また、非常事態に直面した場合には冷静かつ臨機応変に最善の対応ができるように平素から熟練させる。

運転手は、事にあたっては上司と運命をともしする気構えがなければならず、また危急の瞬間にもその持場を離れず上司と一緒に犯罪に立ち向かう勇気を持ち合わせている人物であることが必要である。

運転手にはハンドルという武器があることを忘れず危険な状況下にあっても冷静沈着に運転し、瞬時たりとも放棄することがないよう教育すること。

5. 女中に対する教育

女中は、できるだけ信頼できる人の紹介を経た身元の確かな信用のできる者を選び、次のことを実行するように教育すえう。

(1) 一寸の間だからといって、扉の錠をかけずに開け放しにして外に出ない。

(2) 訪問者があったときは、のぞき穴より相手を確認するとともに不審な同伴者はいないかあるいは付近に不審な者がいないかを確認する。ドアを開けるときは、一旦錠をかけたまま開け、相手の容姿等全体を確認した後錠をはずす（ただし、事前に主人の許可を得ること。）。

(3) 物売り、配達人等が来た場合

(イ) ドアを開けずに会社名、用件を聞き主人に伝える。

(ロ) 予期せぬ品物を届けにきた配達人に対しては、その品物を廊下の外に置くように伝え、送り状はドアの下から受け取りサインする。配達人が立ち去り周囲に不審な者がいないかを確認しドアを開け品物を入れる。

(ハ) 物売りは通用口で対応する。ただし、なるべく相手にしない方がよい。

(4) 修理人、工事人等が来た場合

(イ) 相手を確認し、主人にその旨を告げ指示を待つ。

(ロ) この様な場合は、事前に、いつ、誰をという連絡があるのが普通である。連絡のない場合は疑いをもつ。

(ハ) 先方に誰の家を訪ねているかを言わせる。違っている場合は、ただ“nao”と言う。当方の名を言ってはならない。

(5) 電話の応対

(イ) 電話器をとったら相手が話しをするまでだまて待つ。

(ロ) 間違い電話の時は「電話番号が違います。」とだけ言って電話を切る。当方の電話番号、住所や主人の名前を相手にいわない

(6) 主人のこと、家族のことについては他人に話さない。たとえ、自分の親族であっても次のことを話してはならない。

(イ) 主人の名前、職業、住所、家族構成等。

(ロ) 主人の習慣、出勤・帰宅時間、勤務先、子供の学校、防犯措置の有無、家の構造。

(7) 子供を散歩させるとき。

(イ) 乳母車を店の入口、垣根の近く等人通りに近いところに置いてはならない。

(ロ) 急用がおきた場合でも知らない人に子供を預けてはならない。また、小さな子供に預けることも危険である。

(ハ) 子供を道路で遊ばせない。常に目の届くところで遊ばせる。

(8) 次の場合は主人(夫人)に話すこと

(イ) ドア付近に不審な物が置いてあったとき。

(ロ) 家の周囲に見慣れぬ自動車、トラックなどが長い時間停まっていたり、しばしば停まっているようなとき。

(ハ) 不審な者が家の周囲を徘徊しているとき。

(ニ) 尾行されたとき。

(ホ) 主人の家に友人、親族を尋ねて来させない。ただし、緊急の場合で親族が尋ねて来るときは主人に話す。

(ヘ) 恋人、男友達については隠さずに話す。

第2節 車で走行中に襲われたときの対策

1. 2台の車に進路をブロックされた時

(1) この様な場合には、停車、後退せず相手に向かって行くべきである。従って、減速せず急加速し右又は左の障害車のどちらかに自分の車を追突させる。この方法によって逆に相手側に脅威を与え、かつ、相手側の車を衝突によって排除することができる。その為には、真正面より衝突するのではなく斜めに衝突するのが有効である。この時重要なのは逃げ道を実確につくれるか否かであるため、かなり加速しなければならない。衝突に際しては、方向を失わないようにハンドルをしっかり握る。

(2) 夜間襲われた場合は、前照燈を上げ相手側に目くらみ及び不安を与え、その間の相手側の行動を遅らせる。当方はできる限り敏速に行動し、最も近い車に前述のごとく衝突させる。衝突を恐れるのが普通であるが、意識して衝突する時は突外安全なものである。

(3) なお、ブロックされている所まで距離がある場合は、急停車、後退又はUターンして何らかの方法にて逃げることを考える。また、ブロックしている車のどちらかに歩道があるときは、歩道を乗り上げて逃げ道を確保することである。

2. 2台の車に追いつかれた場合まず逃げるように見せかけ、直ちに急加速し、その直後急ブレーキを更にかける追突を避けるため、左右にハンドルを切るか、又はUターンをし追跡車を追い越させる。

3. けん銃等武器を持っている者に追跡された場合

(1) 最も効果的な方法の一つは急ブレーキをかけ相手側に追突させることである。当方はトランクを損傷するが、相手側の車も操縦部及びエンジン部を損傷するので、衝突後の逃げ切りには有利である。ただし、追突時に起こるむち症を防止するため後頭部を座席の背もたれに定着させる。

(2) 追跡され平行に並んだときが停止を命じてくる瞬間であるが、そのときそれを無視し直ちに接触又は衝突を図るため左右へ急ハンドル、急ブレーキをかける。これは相手側を動揺させ、同時に物的又は肉体的損害を与える効果が得られる。また、急ブレーキ、急ハンドル、接触・衝突は多くの音の注意を引き付け、多くの証人を得ることができる。衝突に際しては相手の車を転倒させることまで考慮する。

4. 前方又は斜めより発砲された場合

(1) 相手側の車が側面を向けて進路をブロックしているときは、衝突によってそれを横転させる。

(2) 相手側の後部側面の一部とこちら側の前照燈部接触しているときは、強引に押しかけし逃げ道を作る。

(3) 前方バンパーに相手側の後方バンパーが乗っているときは、転倒させる。

- (4) 前輪の泥よけに衝突することは、相手側の車を操縦不能にさせることができる。
- (5) 車の全面を損傷することは、後方を損傷するよりダメージは大きい。

第3節 誘拐された時の心得及び誘拐事件に備えて

1. 誘拐されたときの心得

- (1) 捕らえられて孤独な状況におかれても家族、関係者、所在地区に当局、わが国官民など多くの人々が一体となって安全な救出に努力していることを忘れずに、苦しい拘禁生活下でも常に冷静沈着を心掛け情勢を有利に導くよう努力する。
- (2) 犯人は一見理性的で分別のある人柄に見えても決してノーマルな行動をすることを考えてはならない。
- (3) 犯人の指示はできるだけ従い、挑発したり無用の刺激を与えないようにし、特に肉体的争いは絶対にしない。
- (4) 一般的に言って逃走のチャンスはないと思わなければならない。注意深く計算して逃走成功のチャンスがある場合以外は逃走を計らない。
- (5) 家族、友人会社のことは出来るだけ話さない。
- (6) 連行される際は移動時間、方向、速度、距離を記憶し道標、臭、声、音を含むすべての外界の動きに注意する。
- (7) 犯人の容貌、性格、動作や言葉の特徴に注意する。
- (8) 犯人とある種の相互理解の雰囲気をつくると有利なことがある。

2. 誘拐事件に備えて

- (1) 普段から自分の身元を明らかにする必要書類（旅券、保険関係書類、在日の連絡先リスト等）及び医療関係記録（病歴、血液型、常用役名とその入手先、持病、かかりつけの医師名等）を整理し、これらの所在を同僚、家族に判るようにしておく。
- (2) 特に身代金支払問題については相談あるいは委任する人物を定め、その旨を限られた同僚、家族に知らせておく。
- (3) 会社役員全員の写真（最近のもの）を数枚と、特徴をファイルしておく（事件発生後、警察等に配ることができる）。

はじめに

ブラジルではここ数年、経済不振に伴って治安の悪化が顕著で、特に、サン・パウロやリオ・デ・ジャネイロなどの大都市では大きな社会問題になっていますが、ここベレーンでも例外でなく、年々深刻化しています。世界で最も安全な国の一つといわれる日本から来られた皆さんの中には、環境の急激な変化に不安を感じられる方もあろうかと思ひます。

私どもは「どうしたら犯罪被害に遭わないで済むか」とアドバイスを求められることがあります。残念ながら完璧な防犯対策というものはありませんが、それでも、日頃から一定の注意を払い、一応の手段を講じておけば、随分と効果があるものです。防犯の基本は、「自分の身は自分で守る」という意志です。それには、常に周辺に神経を配って犯罪者がつけ入る隙を作らないこと、犯罪発生状況、犯行の手口等の情報の収集に務めて自分なりに防犯のポイントを掴んでそれを実践することです。現地住民との良好な関係の構築、維持もこの意味で有効な対策の一つと言えます。

また、「強盗に襲われた場合、どう対処すべきか」との質問も受けますが、ブラジルでは犯罪者が拳銃などの凶器を所持していることが多く、少しでも反抗的な態度を見せると容赦なく攻撃してきますので、これは相手のいうなりにするしか方法がありません。

外国人の安全確保は、一義的にはブラジル政府が責任を負っています。従って、警察当局との連絡方法は是非とも知っておく必要があります。また、非常事態に備えて、当館、勤務先、在留邦人・日系人団体等との間の緊急連絡網を確立しておくことも大切なことです。

現在のブラジルでは、中南米の他国のように政治テロや政治的な色彩を帯びた誘拐事件の起る可能性はそれほど高くありませんが、身代金目当ての誘拐は当地でも時々発生しており、金持ちと見られている日本人はいつ何時この種の犯罪被害に遭遇するかわかりません。従って、誘拐に対する警戒も常日頃怠ることはできません。

そこで、私どもは今般、皆さんがベレーンにおいて安全な生活を送るための一助となるよう、最近の犯罪被害例及び被害に遭わないための一般的な防犯対策について記した「防犯の手引」を作成しました。ぜひ本冊子を一読され、ご自身及びご家庭の安全確保に努められるよう希望致します。

平成4年10月1日
在ベレーン日本国総領事館

目次

I. 犯罪被害例

1. 歩行中における被害
2. 自家用車乗車中の被害
3. 駐車中の被害
4. バスにおける被害
5. タクシーでの被害
6. 銀行での被害
7. 家庭での被害
8. その他の場所での被害

II. 被害に遭わないための一般的留意事項

1. 歩行中における留意事項

2. 自動車に関わる留意事項
 3. バスにおける留意事項
 4. タクシーにおける留意事項
 5. 銀行における留意事項
 6. 住居の選択・入居における留意事項
 7. 家事使用人についての留意事項
 8. 家庭における留意事項
 9. その他の留意事項
- Ⅲ. 誘拐・テロ対策
1. 家庭における安全対策
 2. 勤務先での安全対策
 3. 外出時における安全対策

I. 犯罪被害例

ブラジルでは現在、殺人、強盗、婦女暴行、傷害などの凶悪犯罪や、窃盗、脅迫、スリ等、あらゆる種類の犯罪が昼夜を問わず、連日発生しております。しかし、いかに治安が悪くとも私達はブラジルで生活していかなければなりませんので、日頃から、自分の身は自分で守る覚悟で対策を心掛ける必要があります。

犯罪に遭わないための心得の第一は、「過去の事例に学ぶ」ことです。そこで、ブラジルにおける最近の犯罪例を、以下に掲げました。この種の犯罪が多く発生していることを認識し、未然に防ぐ心構えを立てて下さい。

1. 歩行中における被害

- (1) 通勤の途次後方から頭部を殴打され、ひるんだ隙にショルダーバックをひったくられた。
- (2) 繁華街を走行中、突然数人の少年に取りこまれ、ネックレスと腕時計を強奪された。
- (3) 道路を横断するために信号待ちしていたところ、数人の男に取り囲まれて、金銭を奪われた。
- (4) 夜の繁華街をほろ酔い気分で歩いていた時、妙齢の女性が手招きするので近づいたら、いきなり二人組の男が現れ、ナイフを突きつけられた上、現金と腕時計を奪われた。
- (5) 夜の帰宅の途中、後方から走ってきた男にバックを奪われたため追跡したところ、その男に拳銃で胸部を撃たれて死亡した。
- (6) 知らない男に時間を尋ねられたため時計を見ようとしたところ、その男に腕時計をむしり取られた。
- (7) 繁華街で前を歩いていた男性が財布のようなものを落としたので、拾って同人に手渡そうとしたところ、その男と仲間とみられる男たちから盗みを図ったといいがかりをつけられ、所持品を脅し取られた。
- (8) 小学生がスクールバスから降りて一人で帰宅途中、数人の少年に取り囲まれて、衣類及び学用品を奪い取られた。

2. 自家用車乗車中の被害

- (1) 信号待ちしていたところ、開いていた窓から歩行中の少年にネックレスをむしり取られたうえに、首に大怪我をした。
- (2) 深夜、赤信号のため停車したところ、3人組の男が近づいてきたので不審に思い急発進させると、後方から拳銃で撃たれた。
- (3) 追突されたため停止したところ、追突車から降りてきた男2人に拳銃を突きつけられ、現金と車を奪われた。
- (4) 郊外を走行中、並走車の運転者が車の後部を指さして大声で叫ぶので停車して車外

に出たところ、ナイフを突きつけられ、金品を奪われた。

(5) 車がパンクしたので停車したところ、突然、数人の男が現れ、拳銃を突きつけられた上、現金を奪われた。

(6) 銀行での用事を済ませた後、駐車しておいた車に乗りしばらく走ったところ、パンクしているのに気付いた。停車して車から降りるとすぐ後方に車両が停まり、降りてきた男に拳銃を突きつけられ、現金を強奪された。

3. 駐車中の被害

(1) 路上に駐車しておいたところ、いつの間にか車がなくなっていた。

(2) 路上駐車中に窓ガラスを割られ、カーステレオを盗まれた。

(3) 路上に駐車スペースを探しつつ徐行運転していたら男が親切に誘導してくれたのでお礼に小額紙幣を渡そうとしたところ、少なすぎると難くせをつけられ財布を強奪された。

(4) 路上に車を止めたところ、歩道にいた2人組の男に拳銃を突きつけられ「金を出せ、出さねば殺す」と脅迫されたため「金は持っていない」と言いながら車から降りようとしたところ、突然、拳銃で腹部を撃たれ殺害された。

(5) 観劇のために劇場の駐車スペースに車を止めようとしていたら少年が近づいてきて小銭を要求した。これを無視して劇場に入り、戻ってみると、車のボディーがクギ状のものでキズをつけられていた。

4. バスにおける被害

(1) バスに乗車中、ピストル強盗数人に襲撃され、他の乗客とともに現金、腕時計等を強奪された。

(2) バスに乗り運賃を払おうと財布を取り出した途端、そばにいた少年にひったくられ、少年は後ドアから飛び降り逃走した。

(3) バス停で小銭を用意するためカバンから財布を出そうとしたところ、脇から少年にカバンごとひったくられた。

(4) 降口付近に立っていたところ、男にハンドバックをひったくられ、男はそのままバスを降りて逃走した。

5. タクシーでの被害

(1) タクシーに乗ったところ、遠回りされた上に、料金メーターを倒していなかったため、法外な料金を要求された。

(2) パーティー終了後の夜半、婦人3名がタクシーを拾って帰路に着き2名が相次いで下車した。最後に残った婦人は、人家の疎らな場所に連れ込まれ暴行されたうえ、金品を強奪された。

(3) 目的地に着いてドアが開き、料金を払おうと財布を取り出したところ、近寄ってきた少年にひったくられた。

6. 銀行での被害

(1) 数人の男が機関銃を発砲しながら銀行を襲撃したため、銀行前を歩行中の市民に流れ弾が当たり、死亡した。

(2) 銀行窓口から地下駐車場に通じる階段を降りる途中、待ち伏せていた男に拳銃を突きつけられ、おろしたばかりの現金を強奪された。

(3) ロビーで引き出した現金の札束を樹定していたところ、横から男に強奪された。

(4) 銀行から現金を下ろして通りに出たところ、後をつけてきた男に拳銃を突きつけられ、現金を強奪された。

(5) 窓口で行員の対応にいらだって口論をしているうちに、ズボンの後ポケットに入れておいた財布がなくなっていた。

7. 家庭での被害

- (1) 配達品が届いたのでドアを開けたところ、いきなり拳銃を突きつけられ監禁された上、家の中を物色され、現金、宝石等を奪われた。
- (2) 留守中に女中が手引した男に現金、宝石、ビデオ等を盗まれた。
- (3) 独身女性が日本にいたところと同じようにアパートのポルティロ（門番）に丁寧に礼儀正しく接していたところ、これを個人的好意の表われと誤解した先方に強引に自室へ押し入れられ暴行された。
- (4) 女中を必要としていたところに飛込みの求職者があったので試みに働かせてみた。よく働くので安心して数時間外出して帰宅したところ、その女性は姿をくらませ、宝石、貴金属、現金等がなくなっていた。

8. その他の場所（パル、レストラン、空港等）での被害

- (1) パルで支払いのため財布の中からお金を取り出していたところ、隣の席にいた男に財布ごとひったくられた。
- (2) 一人でバーで飲酒していたところ左右の席に座った男から日本の観光名所のことなどを親しげに話しかけられ意気投合して盃を重ね、2人が立ち去った後に支払いをしようとしたら、財布を盗まれているのに気付いた。
- (3) 一人でレストランに入り注文を済ませて背広を椅子の背にかけトイレに行った隙に、財布を盗まれた。
- (4) 空港で出迎えの人を探すため一寸の間荷物から離れたところ、荷物がなくなっていた。
- (5) 新聞スタンドで新聞を買おうとポケットからお金を取り出し数えていたところ、脇から近寄ってきた男にお金をひったくられた。
- (6) 初めて入ったカラオケ・バーで飲酒したところ、法外な料金を請求された。

II. 被害に遭わないための一般的留意事項

犯罪の手口は多種多様であり、これだけを守っていれば絶対に安全ということはありませんが、一人一人が常に危険意識をもちつつ、日頃から基本的な対策を講じていれば、被害に遭わずに済む確率はかなり高まってきます。

ここでは、犯罪被害に遭わないための一般的留意事項を掲げますので、自身の防犯対策作りに役立ててください。

1. 歩行中における留意事項

- (1) 不審な者がいないか、後をつけられていないかなど周囲の状況に常に気を配る。
- (2) 目立つ服装は避け、体裁を気にせず、ラフな服装にする。
- (3) ネックレス、イヤリング、腕輪などを身につけない。
- (4) ハンドバッグ、ショルダーバッグ等は胸に抱えこむようにする。
- (5) スポンの尻ポケットやバッグの外側等人目につくところに財布や貴重品をいれない。
- (6) 両手に袋やバッグを下げて歩くことは非常に危険である。
- (7) 夜間の歩行外出はできるだけ避ける。
- (8) 酒を飲み過ぎて千鳥足で歩行することは、犯罪被害に遭う危険性が非常に高い。外部での飲酒はほどほどに。
- (9) 馴れ馴れしい人の誘いや甘い誘惑はキッパリ断わる。
- (10) 前方の歩行者が物を落としても親切心で拾わない方がよい。
- (11) 路上の物乞いに少額の恵みを与えることはカトリックのブラジルでは習慣になっているが、周囲の状況から危険が感じられる場合には、素通りも辞さない。

2. 自動車に関わる留意事項

- (1) 派手な色、モデルの車や、豪華なアクセサリ等は犯罪者の格好の標的になる。できるだけ目立たないようにする。
- (2) 乗降時には、必ず周囲の安全の確認をする。
- (3) 路上駐車はできるだけ避け、駐車場に入れる。
- (4) 駐車の際は、駐車時間の長短に関係なく必ずドアをロックし、車内に物を放置しない。
- (5) レストランなどで駐車係にキーを預けない。
- (6) 運転中は、不審な車が追尾していないか、常に後方を確認する。
- (7) 後方車両に追突された場合等事故にあった時は、相手が確認できるまでは降りない(盗難車をわざと追突させ、相手側の精神動揺に乗じて金品を強奪する例がある)。
- (8) タイヤがパンクした場合は、最寄りのガソリンスタンドや、安全と思われる場所(例えばガードマンが警備しているスーパーの駐車場等)まで行って交換する。
- (9) 交差点で信号待ちの車に対する強盗事件が多発している。ドアは常にロックし、窓は閉めておく。また、危険を感じたら急発進できるよう、車間距離を保つ。
- (10) 夜間は、信号が赤であっても、左右を確認した上で、走り抜ける方がよい場合もある。

3. バスにおける留意事項

- (1) 満員バスへの乗車は避ける。
- (2) 貴重品や高価な品物を持って乗車しない。
- (3) 車内で財布を取り出すことのないよう、予め料金を用意しておく。
- (4) 必要な時以外、乗降口に立たない。
- (5) 車内では居眠りをしない。
- (6) 空いているからといって安心せず、ハンドバッグ等は胸のところで抱える。
- (7) 周囲を見回して不審な者がいたら途中下車する。

4. タクシーにおける留意事項

- (1) 流しのタクシーより料金は高いがハイヤー(ラジオタクシー)の方が安全である。
- (2) 乗車時に運転手がメーターを倒したかどうかを確認する。
- (3) 料金の支払いは必ず車中で済ませ、降りてから金のやり取りはしない。
- (4) 運転手が故意に遠回りをすることがあるので、乗車中は常に道順を確認する。
- (5) 降車時に、釣銭や財布を手に持って降りない。
- (6) 女性一人だけのタクシー乗車はできるだけ避ける。

5. 銀行における留意事項

- (1) なるべく短時間で用事を済ませるよう心掛ける。
- (2) 銀行強盗が押し入ってきた時は、逃走を図ったり、大声を発したりせず、無抵抗のまま様子を見る。また、銃器を乱射しながら銀行内に押し入ってきた時は、そのまま給与を支払う毎月10日前後、連休の直後等は客が多いので、できれば銀行に行くことは避ける。
- (6) 特定の曜日、時間帯に預金、引出し等のため銀行に出入りすることは犯罪者の標的になる危険性が高いので、避ける。

6. 住居の選択・入居における留意事項

- (1) 先住者の意見をよく聞いて安全な地域を選ぶ。地形、居住者の所得水準及び生活環境、公共施設の有無(警察、病院、消防署等)、周辺道路の状態(舗装、維持・管理、道幅、照明等)等が一般的な住居選択の目安である。
- (2) 一戸建てよりアパートの方が犯罪に対する防御性が高い。ただし、外部からの容易な侵入を避けるためには3階以上が望ましいが、消防・救助活動能力を考えると7階以上は好ましくない。

(3) 一戸建ての場合には、防犯用フェンス、外部照明、鉄格子窓、大型犬、警備員の配置等の配慮が必要であり、相当な負担になることがある。

(4) 最寄りの病院、警察署等の場所を調べ、また、緊急連絡に必要な在外公館、邦人団体等の電話リストを作成する。

(5) 入居後直ちに、外部にある全ての錠を交換し、玄関・勝手口ドアにはチェーン及び覗きレンズを取り付ける。一戸建ての場合、犯罪者の隠れ場所にならないよう植え込みは生活に支障がない限り刈り込んでおく。

(6) 住居周辺を徒歩、自動車で巡回し、地形、道路配置（一方通行路、交通量等）等を頭に入れるとともに、住居周辺に慣れる努力をする。

(7) 消化器、応急薬品、懐中電灯、ろうそく、電池式ラジオ、保存食糧等の緊急時用物品を揃え、保管場所を家族全員に周知せしめておく。

(8) 少なくとも一軒の隣家と出来るだけ早く知り合いになり、しょっちゅう行き来するなどして良好な関係を保つ（避難場所等緊急時の助けになる）。

7. 家事使用人についての留意事項

(1) 女中等を雇用する場合は、友人、知人、隣人等信頼できる人物の紹介、推薦に基づくのが一番安全で、飛び込みの応募者を雇うことは厳に慎むべきである。

(2) 雇用にあたっては、身元保証書、以前の雇主の素行確認書を提出させ、更にその真否を確かめる。

(3) 使用人の住所、電話番号（呼出しの場合が多い）、はもちろんのこと、IDカード、出生証明書、婚姻証明書、労働手帳等の身分関係が明らかになる書類を提出させてコピーをとっておく。更に、配偶者、同居者の氏名、勤務先を控えておく。

(4) 外部からの訪問者、電話に対して家人の許可なく入れたり、勝手な応答（家人の外出、行動予定等）をしないよう、また、留守中の出来事について逐一報告するよう義務付ける。

(5) 家人の計画、仕事上の内容が使用人の耳に入らないようにし、関係の文書等を放置しない。

(6) 使用人には鍵は預けない。

(7) アパートの使用人（ドアーマン、掃除人、ガレージ係等）の挙動に不審な点が見られる場合には、直ちにアパートの管理者に通知する。

8. 家庭における留意事項

(1) 家族各人の居場所が常に把握できるようにしておく。外出の際には場所、帰宅予定時刻などを必ず家人に知らせておくよう習慣づける。

(2) 旅行その他の家人の計画について、やたらに他人に明かさない。

(3) 子女の徒歩通学には大人の同行が望ましいが、誘い合っただけの集団登校も用心となる。

(4) 買物や外出は、特定の日時にならないよう注意する。早朝ジョギング、ゴルフ、テニス等の運動や散歩等も一定のパターンで行うことは避ける。

(5) 訪問者があった場合、相手の身元を十分確認した後ドアを開ける。

(6) アパート入居者は注成品、花、手紙などの配達物はなるべく管理人を通じて受け取る。

(7) 自宅の電話番号はやたらに人に教えない。

(8) かかってきた電話に対して、相手が名乗るまでこちらの名前や勤務先、通学先等を言わない。

9. その他の留意事項

(1) 当地到着後は速やかにわが国の在外公館に出頭して在留届を提出する。これにより、有益な情報の提供、万一の場合の助言、保護、救助が受けられるほか、緊急事態における避難・救助が期待できる。

- (2) 危険な地域（下級商店街、貧民街等）には自動車であってもなるべく近寄らない。
- (3) パーティー等では政治・経済、人種、宗教問題や論争の的になっている話題に深入りすることは避け、差し障りのない発言に留める。
- (4) 夜間の外出はなるべく避けるべきであるが、当地の催物、パーティー等は深夜に及ぶことがある。帰路の危険を考慮し中座を辞さない。
- (5) 当地の住民は自尊心が強く、執念深い面があるので、ことさらに刺激的な発言、行動は慎む。
- (6) 外出する時は緊急事態に備えて、友人や同僚の電話番号メモを携行するとともに、公衆電話用のコインを用意しておく。
- (7) 強盗に遭った場合は、抵抗せず相手の言うがままにした方が無難である。ちょっとした変な態度をとると容赦なく、発砲、刃傷に及ぶ。要求されても自分で財布、現金を取り出さない（場所を指し示し相手に取り出させること）。
- (8) 人前で現金をちらつかせない。高額の買物をする場合は小切手やクレジットカードを利用する。
- (9) 当地の警官は給料が安く、社会階層の低い者も多いためか、警官による犯罪も少ない。制服の警官だからといって安心は禁物である。
- (10) 犯人が子供だからといって安心しない。12歳位の少年でも平気で殺人を犯すことがある。

Ⅲ. 誘拐・テロ対策

最近、ブラジル各地の大都市で身代金目当ての誘拐事件が頻発しています。当地においても最近、近郊カスタンヤルの富豪の子息の誘拐、ベレーン市内で経営者の誘拐未遂事件が発生しました。また、経済不振がここ10年来続いていることもあり、ちょっとしたことがきっかけでブラジルの政治、社会情勢が大きく揺らいで、外国人を標的にしたテロが発生する可能性も排除できません。

こうした事情を念頭にいれ、私たちは今一度これまでの生活行動を振り返り、誘拐・テロに対する警戒を強める必要があります。

以下に掲げる留意事項には前節の「犯罪に遭わないための一般的留意事項」と重複する部分もありますが、犯罪には共通点が多く、一般犯罪に対する留意事項は誘拐・テロ対策にも有効であることを念頭に置いて、以下の諸点に注意して下さい。

1. 家庭における安全対策

- (1) 玄関ドアには覗き穴、チェーンを必ずつける。鍵は家族のみが持ち、使用人には渡さない。
- (2) 訪問者があった場合、身元がはっきりしないかぎりドアは開けない。
- (3) 集合住宅においてはインターフォンで訪問者の氏名や処置において問い合わせがあるのが普通であるが、直接訪問者が自宅を訪れた場合には、絶対にドアを開けてはならない。
- (4) 予期しない小包、届物などは受け取らない。この種のものは常に疑いの目をもって取り扱う。
- (5) 訪問者、配達品についての警戒は、使用人にも徹底させ、家人の許可なく入れないようにする。
- (6) 近所をうろついている見知らぬ人物には常に警戒心を持つ。新聞等で顔を隠したり、時間や距離を測るように自宅周辺を徘徊したりする人物には特に注意する。
- (7) 何をするというわけでもなく複数の人物が乗った車が自宅周辺に駐車している場合は、監視されている疑いがあるので警戒する。
- (8) 外出状況や旅行の予定など家族の動静がわかる事項は信用できない他人には教えない（自家の使用人やアパートの使役人を含む）。
- (9) 家族の所在はいつも把握しておく。帰宅時間などの変更があれば、必ず連絡するよ

う習慣づける。

(10) 緊急連絡先（在外公館、勤務先、警察など）の電話番号を取り出しやすい場所に保管しておく。

(11) 非常事態に備えて、隣家とサイン、シグナルなどで異変の発生が連絡できるようにしておく。

2. 勤務先での安全対策

(1) 従業員の身元、生活態度、交遊関係等をチェックし、変化があれば、その理由を探しておく。

(2) 信用できる警備会社と契約して警備員を派遣させて来訪者の身元確認、会社周辺の巡回等に当たらせる。

(3) 敷地入り口、建物入り口、幹部の執務する階など、勤務先の構造に応じて数次の警戒線を設け、開閉、警報の発令等の担当者、要領を予め決めておく。

(4) 警備責任者を決めて安全対策システムのチェックにあたらせるとともに、定期的に安全に関するブリーフィングを行う。但し、その内容が外部に漏れないよう注意を要する。

(5) 受付、電話交換手、秘書など外部と対応することの多い部署の従業員には、会社の内部事情や幹部の行動などをやたらに話さないよう指導する。

(6) 社用者の運転手には、運転中周囲を監視し、不審な追尾車等があれば直ちに報告させるとともに、ルート変更などを行うよう指導する。

(7) 来訪者に訪問先の部署以外の場所を勝手に歩き回らせない。

(8) 社内の出来事や役員の動静、同僚の行動等をむやみに話さない。

3. 外出時における安全対策

(1) 誘拐の際には車が使われるケースが多いことを肝に命じて歩行時に不審な車が近寄ってきたり、並走したり、待ち伏せしていると思われる時は、最寄りの商店に飛び込んだり、道筋を変えたりして様子を見る。

(2) 同様に、ドライブ中に追尾されていると感じたら、ルートの変更やユーターンをして振り切ったり、ガソリン・スタンドに入るなどしてやり過ごす。

(3) いつも同じ曜日、同じ時間帯に同じ商店やレストランに買い物や食事に出かけることは避ける。

(4) 通学時を含む外出時に少しでも不審な点があれば、必ず報告するよう、子女に喚起しておく。

平成4年10月1日
在ポルト・アレグレ日本総領事館

はじめに

かつて当地に在住した経験のある人等から、「ポルト・アレグレに行かれるのですか？あそこは実にいいところですよ。気候も日本並だし、安全だし、、、。」といった話を聞いて、海外に出るにあたって付まとう不安もかなりやわらいで当地にこられる方も少なくないかと思われまます。

確かに犯罪や事故の多いブラジルの中で、ポルト・アレグレは同地の人々の文化水準の高さも手伝って、比較的治安の優れた町をして伝統的に知られてきました。実際に、かつては、宝石等を身に付け着飾った女性が、夜遅く、中心街のアンドラーダス通り方面を散歩し、恋人や友人との語らいに、コンサートや映画に、飲食にと、心おきなく楽しむ光景がごくあたりまえだったという話も聞かれる位ですが、これも今日ではまったくの昔話となってしまうのが現実です。

近年特に深刻化しているブラジルの経済情勢ともなあって、例えば、リオ・デ・ジャネイロやサン・パウロと言った東南部大都市に、北東部を中心とした他の貧しい地域からの失業者流入が大量に生じるなどして、同都市の治安が劣悪化したことは良く知られていますが、他の都市もこうした変化と決して無縁ではなく、多少の程度の差こそあれ、もはやどの街といえども全く油断のできないところにきているのが実情です。

とりわけ、世界の中でも例外的に大変治安の良い日本から来られた皆さんにおかれましては、このような異国の現実を十分に認識し、常に最大限の安全対策を考え、実行する必要があるわけです。

そこで、今般、私どもは皆さんがポルト・アレグレで安全な生活を送るための一助となるように、留意事項等をまとめた「安全の手引」の改訂版を作成しました。本冊子が、当地で過ごされる皆さんの安全確保のご参考に少しでもお役に立つようでしたら幸いです。

平成4年10月1日
在ポルト・アレグレ日本総領事館

<1>一般的な犯罪について

安全対策を考えるにあたっては、当然ですが、まずどのようなケースが実際に起こっているのかについて、よく知ることが必要です。

以下にあげる例は、決して全てのケースを網羅している訳ではなく、いわば氷山の一角程度に過ぎないかもしれませんが、どれも実際によく起こっているものばかりですから、概ねこの種の犯罪被害が多く発生していることをまずよくご承知いただければと思います。また、こうしたケースに関連して、随所にコメントを加えておきます。安全対策の全てにつながるものではありませんが、皆さんがこの機会に安全について考える出発点として頂ければよろしいかと思ひます。

1. 外出・歩行中において

(1) 信号待ちや、バスなどを待っている間に所持品をスリとられる、或いは、何げなく近づいてきた子供に、とっさにハンドバッグ等をひったくられる。老人、婦人が特にねらわれ、ネックレスなどの装飾品を引きちぎって奪い、一目散に逃走するケースも多い。

(2) 何者かに殴打され(特に後頭部が狙われやすい)、或いは、強くタックルしてぶつかることで押し倒されるなどして、ひるんだ隙に所持品を奪われる。(複数の者で組んだ犯行が多い。)

(3) 突然数人の男 (少年も多い) に取り囲まれ、所持金品を強奪される。

(コメント)

こうした事例から、外出時には所持品の携行に際して、相当の注意が必要です。よくこちらの人が、ハンドバッグ等を首にまで回してかけているのを見かけますが、上のような被害をすこしでも避けることが狙いなのは明らかです。

また、バッグ等は、体の左右や背後に回すのではなく、体の正面にくるようにしておけば、気がつかないうちに中身をスリ盗られるということは防げます。財布なども、ズボンの後ポケットに、目につくような形で入れておくことは同様の隙を与えますから注意が必要です。装飾品等も、特に簡単に目につくような形でぶらさげたりしていると、格好の標的になりやすい訳ですから、通常の外出には、こうしたものは極力身につけないことでしょう。日本人の場合、こうした初歩的な点でのあまりの不用心から、つまらない被害に遭ってしまうことが多いので、特に街によく慣れていない方はこの辺からご注意される事が重要です。

一般に、不必要に、きれいな格好をすればするほど、犯罪者の目を引きやすくなる傾向がありますから、単純な外出に際しては、服装全般に気を配る必要があります。(なお、パーティーなどの席には、当然それなりの着飾りが伴うのですが、こうした種類の外出においては、車でのドア・ツー・ドアの移動が選択されるのが当然で、街頭を目立つような格好で歩くことは極力避けることが肝要です。

(4) 上の(1)のようなケースにおいて、若い男性などの中には、脚に自信はあるし、奪い取って逃げていくのも子供だからという観点から、すぐ追いかけたところ、ナイフを構えた別の仲間が立ちほだかり、進路の妨害を図るばかりでなく、実際に攻撃してくることがあります。

(コメント)

盗む方も頭を使っており、こうした二段構えになっていることが往々にしてあります。万一、物盗り等に遭っても、その場における対応には慎重さが必要です。

(5) 知らない男に気軽な口調で呼び止められ、時間を尋ねられる。親切に腕時計を見て教えてあげようとしているうちに、ひったくりに遭う。或いは、そうした隙に乗じて、凶器を突き付けられ、所持品等を奪われる。

(コメント)

人の親切心を利用してくる、ちょっとした巧妙な犯行手口。冷たいようでも、見知らぬひとには、うっかり気を許せないのがブラジルです。話しかけてくる人には、十分間合いを保ち、目を離さないことが必要です。

(6) 子供が通学途中で不審な少年数人組に取り囲まれて、衣類や学用品を奪われるケースが最近増えている。また、若干の凶悪な少年グループで、物盗りを目的とせず、寄って集って暴行を加えることに終始するものも出てきている。

(コメント)

犯罪者の側になってみればある程度わかることですが、たとえ卑怯であろうとなんであろうと、弱者を狙うことがよりたやすいことは確かです。お子様の安全については、十分な配慮をされるようここで強調しておきます。

2. 自家用車で行動中に

(1) 路上に駐車しておいたところ、車がいつの間にかなくなるという、単純な盗難のケースが実に多い。また、車を持っていかれなくとも、車の中に置いていた品物や、カーステレオを持ち去るのは容易で、この種の被害は後を絶たない。

(コメント)

基本的問題として、外出において時間や場所を考えなければならないのと同様に、駐車禁止でないからと言って、いつでもどこでも路上駐車していいものかどうかを考える必要があります。目的地の近くにガレージがあることが多いはずですから、車の保全上は、まずこうしたものを利用すべきでしょう、料金も(まして安全を考えるなら)安いものです。

路上駐車を敢えてせざるをえない場合もあることでしょうが、出来るかぎりの盗難防止装置を備えておくことでしょう。初歩的なレベルとして、例えば、車のブレーキ・ペダルからハンドルにかけてを固定してしまう鉄棒状の錠や、三角窓のこじ開けに対抗した補助器具などがありますが、それでも続く自動車盗難に、最近では、怪しい者が手を加えればクラクションが鳴りだす警報装置は勿論、秘密の操作をしないと、燃料の流れがストップされてしまう仕組みなども発売されていますので、よく研究しておくことをお勧めします。

(2) 信号待ち等で停止しているところを、開けていた窓から手を突込み、時計やネックレスをむしり取られる。(ネックレスの場合、首に相当なけがをこうむることが多い。)

(3) 停止中、数人の者が車に近寄り、拳銃を突き付け、金品を渡せと命じてくる。更には、状況により、車ごと奪われる。

(コメント)

クーラーのない車で暑い夏の間といえども、窓を不必要に開けて走行していると、このような犯罪に出会わすことになりかねません。少し開けるとしても、せいぜい、手を入れられない程度が限度でしょう。

また、歩行中に限らず、周囲に対する注意が必要です。主に、人気のなくなった時間に、赤信号だからといって不用心に停止しているところを、強盗が狙う可能性が高いようです。妙な人間が近づくようであれば、いつでも発進できるように心掛けるべきで、緊急避難という意味からは、赤信号といえども、他の車との衝突等のないよう注意はした上で通り抜けることは十分正統化されます。

(4) 追突や接触をわざとしかけてきて、こちらが停止したのを狙って襲うこともある。

(コメント)

軽い事故だからといって、安易には外に出ず、まず、相手の様子に注意する。また、話し合い等に際しては、適当な場所にまで移動してから行なうことを考える。

(交通事故に関する後述の章もご参考のこと)

(5) 駐車しておいた車のタイヤに釘を刺す等してパンクさせておく。持ち主が戻ってきて、パンクに気がついて考え込んだり、タイヤ交換をしようとするところを、襲う。或いは、少し走りだしてから、気がついて停止し、車外に出たところを、後からつけてきて狙っていることがある。

(コメント)

周囲に注意していることは勿論、修理等は、最寄りのガソリン・スタンドなどの適当な場所まで移動してから考えるべきでしょう。みだりに路上駐車をしないことが未然の防止につながります。(1)にも関連して、「車をどこに置くか」に関しては、十分な注意が必要です。

(6) 走行中、並行して走ってきた車に乗車している人間が、クラクションを鳴らしたり、車の後部を指差すなどして、テイル・ランプが故障しているとか言ってくることもある。素直に、何か異常があると思い、停止して車外に出ると、その車、或いは他に構えていた仲間の車などがこれを狙って襲ってくることもある。

(7) 逆に、故障か何かで困っている様子の車を見かけて、停止し、何か手伝えることはないかと、親切に話しかけたところ、待ってましたとばかりに、制圧にかかり、突然強盗に早変わりすることもある。

(コメント)

親切心を装ったり、これを利用したりの手口。実は、ブラジルの人には、親切で正直な人も多く、ちょっとした故障を指摘してくれたり、手伝ってくれたりというケースの方が、多いくらいかも知れませんが、相手が見知らぬ人である限り、用心することのほうが無難ではないでしょうか。

3. 公共交通 (バス、ロッタソン、電車等で)

(1) 混雑した乗り物の中でのスリ。

(2) 乗降口の開閉際を狙って、その付近にいる者のハンド・バッグ等をひったくり逃走

する。

(コメント)

外出中の項で述べたのと同様の注意が必要です。従って、乗り物の中で、うっかり居眠りとか、日本の通勤電車のように、しばしの間雑誌等に読み耽ることも、隙を作るばかりですから考えものです。また、(2)のようなことから、乗り物内での自分の位置についても気をつけることです。

(3) 武装した強盗(多くは複数)が乗り込んできて、乗客の所持品を奪う。

(コメント)

幸いなことに、当地ではこういう事件はあまり起こっていない方ですが、乗り物の中も外出の一場面ということをお忘れず、注意を怠らないようにしたいものです。

万一強盗に遭ってしまった場合のことも考えておく必要がありますが、武力で制圧されている中では、命の安全が最優先であり、100%の公算がない限り、逃走を図ったり抵抗に出ることは危険だと言えます。(銀行、商店などで一項目もご参考のこと。)

(4) タクシーを降りてから運転手に料金を渡そうとしていると、そこを狙って走り寄り、お金をひったくられることがある。

(コメント)

お金の受け渡しは、車内で済ませるのが第一。その上で、降車に当たっては、周囲の様子を確認する注意が必要です。

因みに、比較的良心的な運転手がまだ多い当地では、特に夜などには、客が降車して家に入るまでの間スタンド・バイして様子を見ていて、怪しい人影とかがあれば、クラクションを鳴らす等してバック・アップしてくれる、という有り難い話もたまに聞きますが、決してこうした人ばかりではない以上、多くは期待しないことです。

(5) タクシーが、不必要に遠回りをしたり、料金メーターを倒さず、或いは操作を加えたメーターで走行して、法外な料金を請求してくることがある。

(コメント)

良心的な運転手も多いと申し上げましたが、実際には、こちらに住み慣れない外国人であることから、簡単に口先だけでごまかされたり、場合によっては、強引に遠回りなどをして、法外な料金をふっかけてきたりするといった例が多く見受けられます。特に、ご婦人単独での乗車において、このような被害は多く、そもそも外出での安全性という意味で、タクシーでといえども、女性一人だけの外出は、極力慎むことでしょう。

また、一般に、男性複数での行動であっても、乗り物利用時には、つまらないことでもまされたりしないよう、軽い会話で、道順を指定しながら、こちらが、たとえ外国人であっても、街のことがわかっていることを、それとなく示すことができれば、スムーズに利用できることが多いものです。

4. 銀行、商店などで

(1) 不親切な対応や、時間待ち等で、神経が散っている隙に、スリなどにやられることがある。

(コメント)

店員や行員の客扱いは、日本でのようなお客様は神様といった丁寧さからは程遠いのがこちらの常識です。慣れない人ですと、こうした些細な日常の場面で、心の片隅程度には置いておくべき注意がそっちのけになってしまいやすいものです。

(2) 店内から出たところを、ひったくりや強盗に遭遇することがある。

(コメント)

一時、銀行内で相当額の現金をおろした客をマークして、仲間合図を送り、客がお店を出たあとをつけ狙って、丁度人通りの少なくなっている所などで、予め待機していた仲間が襲って、現金を奪うという手口が多発したことがあります。当初は、まず店内にて偵察している仲間が、狙った獲物の背中にシールのようなものを貼り付ける等して、外の仲間がこれを見て、標的とするパターンがありました。外から見えないようになっているし、しっかりした店舗内でもこうしたトリックがあり得る訳ですから、不審な者の存在に関して

は、注意しておくべきです。まして、外から見えるような形で、銀行からの大量の現金の引出しとか、派手な買物をするのは、当然にして泥棒に目をつけられる可能性が高まることとなります。

(3) 他の大都市ほどではないにしても、少なからず、商店や銀行を襲う強盗事件が発生している。

(コメント)

万一の場合に備えての心得がいくつか必要です。

例えば、強盗の多くは、何よりも先ず、ガードマンを制圧、多くは殺害することを考えますから、ガードマンの近くにはなるべく近寄らない方が賢明ではないでしょうか。

強盗が押し入ってきたときは、全般の状況判断が大切です。奇襲においては、店内はあれよあれよという間に制圧されてしまうことが多く、十二分な公算もなしに、逃走を図ったり、或いは、冷静さを失って大声を発したりすることは危険です。目立たないようにして、無抵抗が原則でしょう。

5. 家庭において

(1) 留守中の空き巣による窃盗

(コメント)

ご家庭のあらゆる部分の戸締まりに常に注意されることは勿論、特に一戸建て住宅の類は、二階、三階といえども、窓に鉄格子等の十分な補強を加える必要があります。

(2) 贈呈品配達の商店員などを装って、ドアを開けたところにとっさに拳銃を突き付ける等して押し入る強盗。

(コメント)

不用意に訪問者に対して門を開けない用心が必要です。また、覗き窓や、チェーン・ロック等を備え付け、ドアを開けなくとも、相手と外の様子が確認できるようにすることです。

(3) 家庭での使用人は、掃除婦、洗濯等の補助として、当地では一般的な存在ですが、家の中の金品を持ち去って姿をくらましたり、中には、強盗や空き巣の手引きをするケースもある。

(コメント)

使用人の採用に当っては、十分な検討をすべきです。出来るかぎり、信頼のおける知人等の紹介を得た、身元の確かな者であることが望ましいでしょう。

この種の職業には、多くは、教育に恵まれなかった下層の階級の人が就いているものですが、たとえ強盗仲間等との関係はないとしても、こちらが優しい顔ばかりして甘やかしていると、あらゆることでつけ込まれる原因になりますから、採用後も、十分な監督と教育が必要です。家族が気をつけなければならない事項は同様に注意させ(例えばドアでの応対など)、人間関係等もうまく築けば、むしろ、家庭の安全確保補助の大切な一員として役立つくれるものです。万一、不信を感じる事があれば、妙なことをされないうちに、早期に解雇に踏み切るべきですが、解雇に当たっては、変な恨みを買ったりしないよう、十分な配慮、手当て等を考えることも大切でしょう。

また、使用人に関しては、たとえ採用することがなくても、前の住人が使っていた人間(或いは前の住人本人)が、家の鍵等を依然所持していて、泥棒の手引き等につながる可能性が少なからずあるものです。自分の住居そのものに関して、また、使用人に関しては、前歴等をよく知るように努めるとともに、新しく入居する家においては、鍵などを全て新しいものに取替える位の用心が必要です。使用人の解雇を行なった時も、鍵等のチェックは、当然必要です。

(4) アパートで、門番や管理人に対して、日本的に随分丁寧に接していたところ、これを特別な好意の表れと思い込んだ先方に、部屋に強引に押し入れられたり、或いは、電話とか地下ガレージ等の設備を、うまく言い込められて勝手に使用されたりとのトラブルが生じることがある。

(コメント)

一般に、一軒家と違って、団体居住のアパート住宅には、良いレベルのところであれば、24時間、門番による人の出入りのコントロールとか、管理人によるアパート全体のチェック等のシステムを専門会社に委託して、居住者の公益費（これをコンドミニオといっています）をもって導入しているところが多く、こうした種類の住居を選ばれることは安全確保に大変有益です。しかし、こうしたアパート内の職員との人間関係等においては、上記のように、ちょっとした好意までがかえって裏目に出たりすることも実際にありますから、注意が必要です。（これは、当地の各階層の人間による身分意識や習慣の問題でもありますから、お仕事の場面やご家庭での使用人に関する意味でも良く考えて判断していくことが大切です。）

隣近所、更には、たとえ近所でなくとも、出来るだけ多くの良識ある友人、知人等との人間関係をしっかり築いてあればあるほど、それだけ相互扶助の形で安全対策の質や、有事の際の事後対処の効率を高めることにつながる訳ですし、何事もない中であっても、外国での日常生活がより楽しく、また楽しいものとして過ごせる基本となることを、ここで強調しておきます。

高級なアパートだからといって、必ずしも安心し切れないことの例として、リオ・デ・ジャネイロで最近多くなってきているという話をひとつ紹介しておきますと、強盗がアパートを襲う場合に、門番等をまず制圧して、予めインターフォンで「XXという用件があるので、ちょっとそちらにいきますが、お部屋の〇〇をチェックさせてもらえますか。」とかいったことを伝えさせ、一緒に階を上がり、背後や、ドアの脇に隠れながら、住人側が門番の姿を覗き窓等で確認して安心してドアを開けるところまでもっていき、部屋に押し入るといった手口までが出てきているということです。従って、しっかりしたアパートでは、門番等身内の人間には相当の訓練、教育をほどこし、住人との間にも、会話の中に混ぜるそれとは知れない暗号を毎日決めておいて、このようなケースにおいては、住人に居留守を使わせたり、暗号で察知した判断で、警備員や警察等に連絡を回せるようにする体制を整えているところが増えているとも聞いています。

皆さんのアパートがどのようなものであるにせよ、一般に住人の間で、安全や衛生管理について、定期的に話し合っただけの方針を決めたりする組織（シンジカンシアをいっています）があるのが少なくともまともなアパートとしての前提条件であり、入居後も、こうした会との接触を怠らず、他の住人とともに自分の安全について、出来るかぎりの考察と検討、連絡体制の強化を日頃から進めることが望ましいと思われまます。

6. 勤務先において

これまで、外出時や家庭においての注意事項についていろいろ述べてみましたが、海外でお仕事に励まれる方々にとっては、オフィスも外出時の一場面に相当する性質があり、また、使用人に関してや、家庭におけるのと同様な安全確保を考えることが必要です。

実際、最近になって、残念にも当地でご活躍の邦人の方のオフィスが強盗の難に遭ったりするケースが幾つか続いて起こったこともあり、皆さんにおかれましては、この機会に今一度、お仕事先での安全につき不足している点はないか、もっと強化できることはないか、よく検討されることをお勧めしておきます。

事例、基本的な対策としては、既述の、外出から家庭に亘る範囲の事項に重複することが殆どですが、我が国の経済成長等の情報も関係して、日本人を狙った営利誘拐等も十分考えられますから、以下のような点についても注意するべきではないかと思われまます。

- (1) 従業員の身元、交友関係のチェック、また、教育の充実。
- (2) 警備員の雇用、その教育、また警備体制のあり方。
- (3) 定期的に安全に関するブリーフィングを行なう。
- (4) 外出、退社時のキャビネットから各出入り口に至る戸締まり。
- (5) 訪問者に会社内を勝手に歩き回らせない。
- (6) 役員の外出入りや所在をあからさまにしない。
- (7) オフィスの周辺をうろつく人物、車等に警戒心を持つ。
- (8) 所有者や出所不明の小包等が事務所の中や近辺に紛れ込んでいないかどうか。

- (9) 会社内の出来事や役員の動静について、いつでもどこでも無闇に話さない。
特に、出張、旅行計画。
- (10) 役員の名前や住所、電話番号、顔写真などを含め、内部事情については、適切な情報管理をする。
- (11) 誰もいない時間に、なるべく事務所に行かない。
- (12) 出社、退社の時間や道順はいつも一定にしない。
- (13) おなじレストランばかり利用したりというワンパターン化にあまり陥らないよう注意。

<2>交通事故

当地の一般道路は、市街地の主なものに関しては、良く舗装されて走りやすい方ではないかと思われませんが、住宅地に多い石畳のスリップしやすい道や、狭いところ、車線区分の不明瞭なところ、信号の配置や管理の不備などがまだまだ目立つのも実情です。こうした事情に加えて、一般ドライバーのマナーの悪さの問題等があり、交通事故の世界チャンピオンともいわれるブラジルにおいて、在留邦人の皆さんにおかれましては、交通事故の加害者、被害者とならないよう慎重な運転が望まれるところです。

この項では、万一皆さんが、運悪く事故に遭われた場合の処置、手続き等について、基本的なポイントをあげておきます。

1. 軽微な接触、追突、自損事故（対物）

(1) こちらの交通規則上は全ての交通事故は48時間以内に交通警察に出頭して報告書（ポリスレポート、こちらではオコヘンシア・デ・アシデンチといっています）を作成することが基本とされています。但し、負傷者が全くなく事故も軽微な場合で、当事者双方で示談の話がつくときは、警察も取立て介入せず、処罰等の法的措置には至らないことが多いようです。

(2) 当事者双方で話しをつける場合は、どちらに過失があったか、お互いの損失の程度、及び損害額、支払い方法等を話し合います。双方の折り合いがその場でつけば問題ありませんが、先方に過失のある場合で、これを認めなかったり、或いは、理不尽な要求をしてきた場合など、その場で解決が困難な場合は、警察の手にゆだねる方が望ましいと思われます。但し、ひき逃げ等の刑事罰につながる事項はともかく、警察官は通常民事には介入しませんから、損害賠償については、別途保険会社に連絡の上、保険会社どうして話し合いをさせることとなります。相手があまにも理不尽で、訴訟に入ること稀ではありませんが、その場合は、良い弁護士を使う必要がある上、裁判の進捗に相当な時間を要しますから、費用と手間を計算してみて、裁判に持ち込む甲斐があるかどうかを、良く判断することも必要です。

(3) 警察への事故報告書を記入する際のポイントは、

*いつ（〇月〇日、〇時〇分頃）

*誰が（双方の運転手の名前、パスポートないし身分証明書の番号、住所、車のナンバー、運転免許証番号、車の車種等の事項）

*どこで（〇〇通り〇〇番地を〇〇から〇〇へ進行中〇〇周辺で）

*何が合った（事故発生状況についての記述）

*被害の程度はどのくらいであったか

事故報告書は、加害者被害者双方が行なうのが原則になっていますので、相手によく確認することもお忘れなく。また、通常、ポルトガル語での報告が要求されるので、しっかりした人に手伝ってもらうか、委任状を託した代理人（デスパシヤンチ）でも報告できます（但し、事故当事者が立ちあうことが必要です）。

(4) 万一の事に備えて、盗難のみならず、事故に関する保険を、出来るかぎりの範囲で自動車にかけておくのは当然のことです。

(5) 通常、保険金の請求手続きには、事故報告書の写しが要求されますが、報告書なし

でも保険金が支払われることもありますので、予め保険会社に確認しておくことが重要です。

2. 相手が負傷したり、または、事故の程度が大きい場合

(1) 何よりもまず負傷者の救護を第一に手配する義務があります。この場合、現場の状況や相手方の負傷の程度にもよりますが、救急車を呼ぶか、通行中の他の車に援助を求め、自分の車で病院に送るか、いずれかで至急に負傷者を病院に送り込むことを手配します。

(2) 次に警察に第一報を入れます。もっとも、市街地であれば、パトロール中の軍警察が、間もないうちにやってくる人が多いようですが、これも目撃者等の通報に助けられての場合が多いことを念頭においた方がいいでしょう。

(3) 現場検証はよくやってもらった方がいいでしょう。警察は、事故現場の交通の整理等に専念して、なかなか親切に取り合ってもらえないことも考えられますから、以後の法的訴訟、損害賠償に関する話し合い等に備えて、現場に立ち会った警察官の所属や腕章の番号等をメモしておくことも重要です。

(4) 大きな事故の場合、現場の処置が終っても、警察に同行し、調書等の手続きに追われることになることが多いですから、動揺しないよう、また頼れる人間への連絡等にも努めることが大切です。

(5) 人身事故または大きな事故の場合は、事故の程度にもよりますが、罰金、免許停止等の罰則が適用されます。警察の手続きと並行して、保険会社との連絡も絶やさず、指示を受けることが必要です。

3. 交通事故に際してその他の心構え

(1) 上に述べたものはあくまで事故の一般的な処理方法です。当地では、時間と場所にもよりますが、事故現場が犯罪者の群がる所であたり、悪質な集団の一員が事故の相手であったりすることもありますから、自分の身の危険を感じるような状況であれば、第一次的な処置はしばし保留して、最寄りの警察に直行して、事情を説明するとともに、保護を求めることも考えられます。

(2) 自動車を運転するときは、万一の場合に備えて、常に自分の身分を明らかにするもの、緊急連絡先等を携帯するように心掛けて下さい。

4. 事故に遭わないために

当地に住み慣れない方にとって、あちこちの道に見られる一方通行等の制限、街の地理に関する知識の不足、強引な歩込みや追越しなどを平気で行なう当地のドライバーのマナーの悪さ等に戸惑われることが多いと思われます。知らない方面に無闇に案内なしに出かけたり、青信号だからといって左右の確認もせずに発進したりしない慎重さが、特に初心者には望まれます。街の地図を入手して、道順の計画や研究を重ねるといふ勉強とともに、街に慣れたからといって、自分の経験が少しでも不足していると思われる行き先や行動に際しては、既に馴染みのある人をつかまえて、ちょっとしたアドバイスを受けるくらいの謙虚さも、安全を高めてくれる観点からお持ちになって頂きたいと思います。この点からも、郷に入りては郷に従えの精神で、その土地に良く馴染み、少しでも役に立つ情報を友人等から仕入れること、或いは、知らない郊外等にも、まず当地の人間と出かけてみて、いずれは案内なしでも十分に自分たちだけで運転して行けるようになるとか、更には、いざという時に事故処理とかでのちょっとした応援を得ることができるなど、当地社会への融け込みが、皆さんの日常の便利ばかりでなく、安全に関して有益な基礎となることをよくご承知になっておいて頂ければと思います。

<3>誘拐事件等のテロ的犯罪に備えて

海外で活動される邦人の数の急増に伴い、最近では実際にフィリピンやラオス等での

事件でご承知のように、日本人が海外で誘拐などの難に巻き込まれるケースが目立ってきました。当地ブラジルでは最近はこの種の邦人の被害は起こっていないものの、かつては、在サン・パウロの総領事が当時活動盛んだった左翼テロリストの手により誘拐されるといふ事件も一度ありました。皆さんにおかれましては、日頃の安全管理において、その種の犯罪も時にはありえることを念頭に置いて頂くことが必要ではないかと思えます。

元在サン・パウロ総領事のケースのように、政治的な背景のあるものばかりでなく、むしろ最近のブラジルにおいては、1986年のブラデスコ銀行副頭取誘拐事件のように、営利を目的としたものがよく発生している状況です。飛躍した日本経済を背景に活躍されている皆さんも、日常から、不必要にお金持ちと見られたりしないような、いわば目立たない工夫が必要でしょうし、特にお仕事先周辺での安全管理において、怪しい者の存在の有無等に常に警戒をお持ちになるよう心掛けて頂きたいと思えます。

もし万一不幸にもこの種の犯罪に巻き込まれてしまった場合にも一応備えて、

(1) 普段から、自分の身元を明らかにする必要書類(旅券、保険関係書類、日本の連絡先リスト等)、及び、医療関係記録(病歴、血液型、常用薬名とその入手先、持病、かかりつけの医師名等)を整理し、これらの所在を同僚や家族にわかるようにしておく。

(2) 特に身代金支払問題については、相談或いは委任する人物を定め、その旨を限られた同僚、家族に知らせておく。

(3) 会社役員の方の全員の写真(最近のもの)を数枚と、特徴をファイルしておく。

といった対応の基礎を準備しておくのもいざという時の為に重要ですし、自分が捕らえられた時の心得として、以下のような点もよく覚えておかれることも命を守る上で必要となるでしょう。

(4) 捕らえられて、孤独な状況に置かれても、家族、関係者、所在地当局、我が国官民など多くの人々が一体となって安全な救出に努力していることを忘れず、苦しい拘禁生活の中でも常に冷静沈着を心掛け情勢を有利に導くようにする。

(5) 犯人は一見理性的で分別のある人物に見えても、決して正常な行動をするものと考えてはならない。

(6) 犯人の指示にはできるだけ従い、挑発したり、無用の刺激を与えたりしないように注意し、特に肉体的争いは絶対にしない。

(7) 一般的に言って、単独での逃走のチャンスは先ずないと思わなければならない。注意深く計算し尽くした上での稀な最善のチャンスがある時以外は逃走を図らない。

(8) 家族、友人、会社のことはできるだけ話さない。

(9) 連行される際は、移動の時期、方向、速度、距離に対して自分なりの記憶を留めるように努め、道標、臭い、声、周囲の音などの全ての外界の動き、特徴について記憶するようにする。

(10) 犯人の容貌、性格、動作、言葉の特徴などに注意する。

(11) 時間がたつにつれて、犯人との間にある種の相互理解の雰囲気を作ると有利になる可能性が強まることが多い。

<4>緊急連絡先

おしまいに、何かあった際の、主な連絡先を以下に記しておきます。当地での基本的な安全の責任はブラジル側当局の管轄になりますが、内政干渉にならず国際法上認められる範囲においては、総領事館の関与する事も出てくる場合がありますから、必要と思われることはお気軽に当館に御相談下さいませようご案内します。

- (1) 軍警察 (Policia militar) TEL:190
- (2) 救急車 (Pronto-socorro) TEL:191
- (3) 消防車 (Bombeiros) TEL:193
- (4) INAMPS (緊急診療所) TEL:191
- (5) 日本総領事館 TEL:334-1299
- (6) 総領事公邸 TEL:341-2256

防犯の手引き

平成5年10月
在マナオス日本国総領事館

<1> 一般的な防犯対策

1. 家庭での防犯対策

1) 住宅を選ぶにあたっては、居住性もさることながら、住宅周辺の環境（周辺に貧民街ないか等）を充分考慮し、安全性の面からできるだけ集合住宅（アパート）に入居する。

2) 玄関のドアはできるだけ頑丈なものとし、信頼のおける錠前を取り付け、さらにのぞき窓及び鎖錠を設置する。来客をよく確認し、見知らぬ者との対応は、できるかぎりドアを開けることなく、もし開ける必要がある場合でも、鎖をつけた状態で済ませる。

3) 入居に際しては、ドアの鍵をすべて取り替える。

4) 鍵は安全な場所に保管し、使用人に与えたり、預けたりしない。万一紛失したり盗まれたときは、直ちに新しい錠前と取り替える。

5) アパートを選ぶ場合には、できるだけ上階層の部屋が望ましい。

6) 使用人について

・使用人を雇い入れる場合には、身分証明書を提示させ、その身分証明書の番号、正確な名前、出生年月日、出身地及び両親の名前を確認し、現住所及び連絡方法を尋ねる。配偶者があれば、その名前、勤務先等できるかぎりの情報を得ておく。

・現金、貴重品等をしまい忘れ、使用人を誘惑するするようなことは避ける。

・妥当な報酬を与えないなど、不公平な扱いから問題を起こさないよう心がける。

7) 一戸建ての場合は、屋外灯を設置することが望ましい（夜間の屋外灯は心理的犯罪抑止物として効果が高い）。

また、夜間や留守をする間は、警備会社等信頼のおける者を門番として雇用することが望ましい。

8) 長期間家を留守にするときには、親しい信頼のできる人にその間住んでもらうか、少なくとも定期的に家を見に来てもらう。

9) 侵入された場合には抵抗したりせず、まず自分と家族の安全を第一に考えること。

2. 一般路上での防犯対策

1) 外出の際は、必要以上の現金や貴重品を持たない。ただし、最低給与相当分程度の現金は常に身につけるようにしておく、とるものがないのに腹を立てた強盗から無用の暴行を受けずに済む。

2) できるだけ目立たない服装で外出する。

3) 女性のハンドバッグは狙われやすいので、なるべく胸のところで抱える。

4) 夜間の独り歩きは絶対避けること。また、貧民街や閑静なところには近寄らない。

5) 路上や店内で見知らぬ者から声をかけられてもできるだけ無視し、やむをえず対応する場合でも貴重品には充分注意をはらっておくこと。（スーパーマーケット内等で窃盗グループが事件を起しており、1人が話しかけ、振り向いたすきに仲間がカート（買い物籠）からバック等を奪っている）。

6) 強盗にあった場合は、金を渡して抵抗しないほうが無難。ただし、できるだけ冷静に相手の特徴、手口、逃走方向等を観察すること。

3. 自動車に係わる防犯対策

1) 防犯、安全のため、日頃から車の整備・点検を行い、最良の状態に保つ。

2) 走行中でも車の窓はできるだけ閉めておくこと。

3) 駐車するときは、可能なかぎり見えやすく、夜間であれば照明のある場所にする。さらに、ドア・ロック以外にもう一段の盗難防止装置（ハンドル・ロック、警報器等）を取り付けておくことが望ましい。

4) 自動車の乗降の際は、必ず周囲の安全を確認する。

5) 自分に過失のない事故に遭遇したときは、まず相手の行動が確認できるまで車を降りない（犯罪を目的として、故意に追突等してくる場合がある）。

4. 緊急連絡先電話番号

- 1) 警察 190 (緊急事件の場合)
- 2) 救急病院 192
- 3) 在マナオス日本国総領事館 232-2000, 234-2521

<2>誘拐事件への対策

マナオスにおいては、これまで邦人の誘拐事件は発生しておりませんが、今後、邦人が狙われる可能性があります。

残念ながら、誘拐事件から完全に身を守る方法はありませんが、この種の犯罪には犯人達にもかなりのリスクが伴うところ、一般的に彼等の行動には共通のパターンがみられるので、これに対応した防衛手段を実践することで、未然に犯罪からかなり逃れられるものと考えております。

以下、犯罪者たちの行動パターン及び対策を述べますが、基本的に心がけることは、

- (1) 用心を怠るな
- (2) 目立つな
- (3) 行動を予測されるな

の3点です。これらの原則を生活のなかで実践応用していくことです。

1. 誘拐犯達による事前行動

1) 誘拐対象者の決定

政治的目的を除けば、ほとんどが金銭目的であることから、まず多額の金銭を要求しうる人物が選ばれます。したがって、日常我々が心がけることは、犯罪者達に目をつけられないよう、目立たないよう、努めることです。具体的には高級車を乗りまわすことは避け、服装も質素な雰囲気にし、必要以上に貴金属を身に着けないことです。

2) 誘拐対象者の調査

犯人達は通常事前に目的とする人物や家族の日常行動の観察、自宅や職場付近の調査、女中や運転手の行動及び防衛手段の確認等を行い充分準備の上実行するので、我々にはできるだけ彼等に誘拐に資するような情報を提供しないよう心がけ、犯罪者達に計画を挫折させることです。そのためには、習慣的な生活を避け、相手に行動を予測されることのないようにすることです。具体的には通勤時間や経路を一定にしない、決まった日時に買い物や外出に出かけたりしないことです。また、他人には家族の状況を話したりしないで、電話帳にも自宅の電話番号を載せないぐらいの用心をして下さい。

3) 計画の立案

上記に並行して、誘拐場所の決定、隠れ家の設定や車の確保、役割分担等の諸計画がたてられます。

4) リハーサル

計画実行前にはリハーサルが行われます。我々にとって望ましいのは、この段階までに犯罪者達に計画を断念させることです。犯行が実行されるかどうかの分岐点は、被対象人物が日常の異変を察知しなかったり、例えしても何らの予防措置も講じないなどの隙があるかどうかにより決まります。したがって、何らかの異常を感じた場合は、それらに対し直ちに必要な行動を起こすべきです。具体的には、不審な者がうろついている場合、警察に周辺の警戒を依頼したり、自動車走行中の際には尾行されているように思ったら、安全な場所（警察・政府機関・ホテル等）で停車するなどして、警戒心をアピールするこ

とは大変効果的です。

2. 誘拐防止の具体的方法

- 1) 自宅（一般犯罪の項も参照のこと）
 - ・ 常日頃家族全員が自宅周辺に何か変わったことがないか警戒心をもつ。
 - ・ やむをえない場合を除き使用人に旅行等、外出計画を詳しく話さない。
 - ・ 不審な小包や届物には注意する。
 - ・ 電話がかかってきても自分からは話さず、間違い電話には「番号間違いです」とだけいって電話を切る。
 - ・ 緊急連絡先（警察、会社、友人、総領事館等）の電話番号リストを常に手許に置いておく。
- 2) 外出時
 - ・ 自宅周辺の様子をチェックし、いつもと違いがないか調べる。特に工事・駐車中の車、人待ち等には気をつける。
 - ・ 通勤、帰宅、外出等の時間・経路を一定にしない。
- 3) 勤務先
 - ・ 日頃から事務所の周辺に変わったことがないか注意する（専門の警備員の配置が望ましい）。
 - ・ 不用な外出はなるべく避け、外出時間も一定しない。可能なかぎり自分の行動は秘匿する。
 - ・ 外部からの社員の自宅の電話番号や住所の問合せには、必ず本人や上司の許可を得てから答える。
 - ・ 夜間、休日等、ひとりで事務所にいない。
- 4) 車両利用時
 - ・ 車に乗るときは、車内や周囲に何か仕掛けられていないか調べる。
 - ・ 走行時には、前車との車間距離を十分とり、道路の中央寄りを確保し、常にトラブルから脱出できるようにする。
 - ・ 常に不審な車がないかどうか注意し、万一、尾行されていると思ったら、スピードを落とし相手の車を先に走らせたり、赤信号から青に変わるときに、急に進路を変えるなどして確かめ、危険を感じたら安全な場所に避難する。
 - ・ 駐車の際は、エンジンをかけたまま逃げ出せる状態で、先ず周囲の観察をする。
 - ・ また、可能なかぎり人目につきやすく、出口に近い所に駐車する。
 - ・ 事務所やレストラン等で、常に同じ場所に駐車しない。
 - ・ 車の修理は、信頼できる修理工にさせる。